

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当部局からのヒアリング等

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、平成27年度には、委員会において次のとおり、政策担当部局及び事業者団体等から関係分野に関する情報収集等を行った。

1 政策担当部局からのヒアリング

(1) 平成27年11月27日 第155回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における競争状況の評価2014」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 競争評価の概要及びポイント

(1) 競争評価の概要

- ・2003年の電気通信事業法改正により、規制の体系を事前規制から事後規制を基本とする枠組みに転換したことに伴い、市場動向を的確に把握するための手段として競争評価を導入した。
- ・競争評価は、定点的評価（経年的なデータの定期的な分析）と戦略的評価（毎年異なるテーマに焦点を当て分析）の二部構成となっており、評価結果は政策立案の基礎データとして活用されている。

(2) 競争評価2014のポイント

- ・競争政策の見直し等に係る情報通信審議会答申『2020年代に向けた情報通信政策の在り方』を踏まえ、新たな市場動向の把握と今後の政策展開への反映を重視し、「競争政策等留意事項」の整理等を実施した。
- ・また、現行の市場分析・評価の仕組みとしては最後の取組として位置付け、2015年度以降開始予定の新たな分析・検証の仕組みへの橋渡しを視野に入れたものとした。

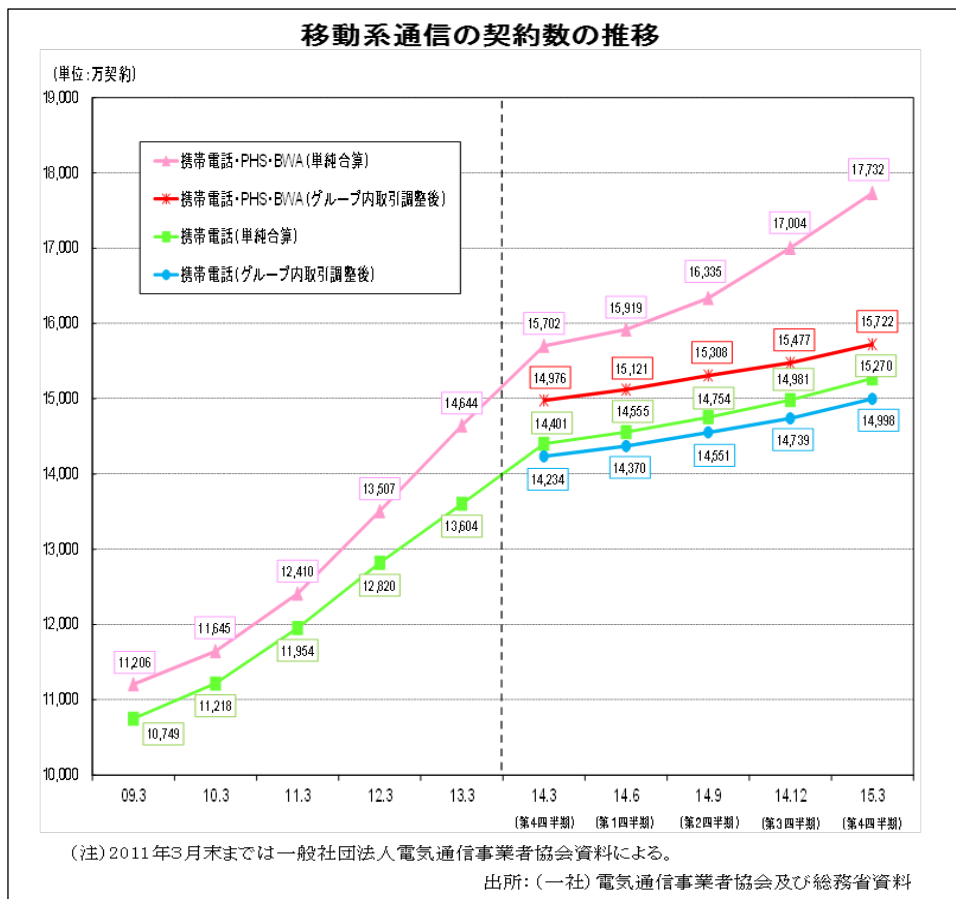
2 移動系通信

(1) 移動系通信市場の動向

- ・移動系通信（携帯電話、PHS及びBWA）の契約数は1億5,722万（前

年度末比+5.0%)、携帯電話の契約数は1億4,998万(同+5.4%)となっている。

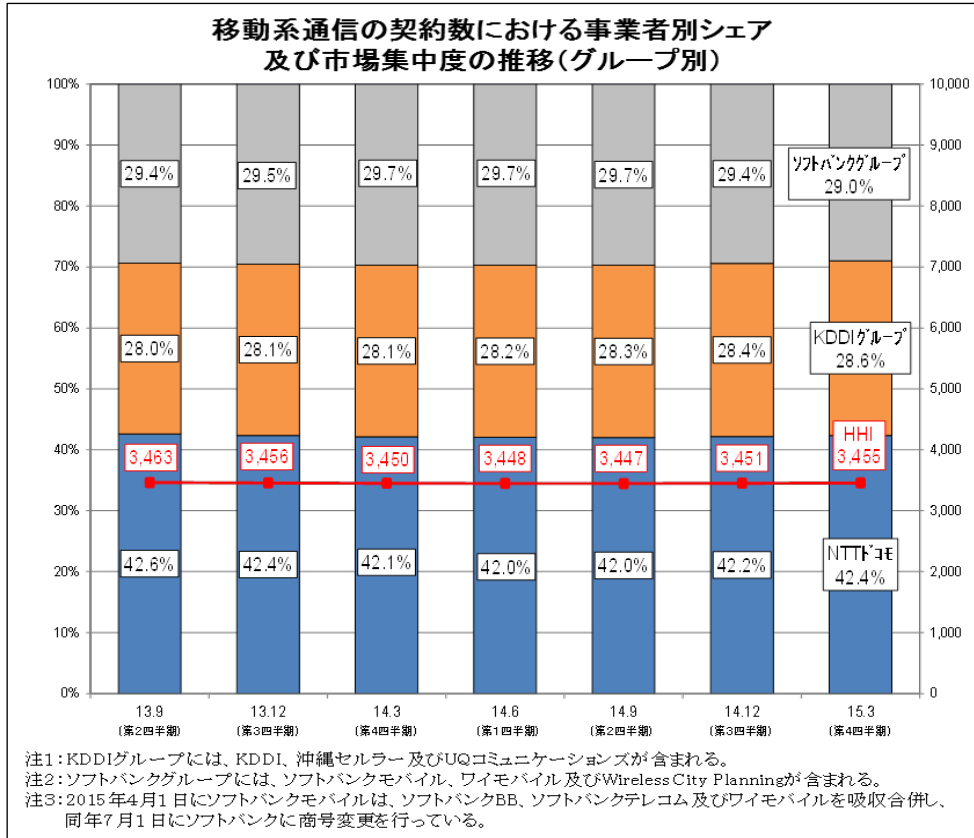
- 3.9世代携帯電話(LTE)の契約数は6,778万(同+46.0%)で、携帯電話の契約数に占める割合は44.4%(同+12.2%)となっている。



【出典: 第155回委員会資料】

(2) 移動系通信のシェア及び市場集中度

- 移動系通信のグループ別契約数シェア: NTTドコモは42.4%(前年度末比+0.2ポイント)、KDDIグループは28.6%(同+0.5ポイント)、ソフトバンクグループは29.0%(同▲0.7ポイント)となっている。
- グループ別に見た移動系通信市場全体の市場集中度は3,455であり、ほぼ横ばいで推移している。
- NTTドコモは契約数シェアのほか、収益シェア及び端末設備シェアにおいても40%を超過したが、収益シェアは減少傾向となっている。



【出典：第155回委員会資料】

(3) 移動系通信各社の新料金プラン (スマートフォン)

- 2014年6月以降、MNO各社はデータ通信に係る料金プランの多段階化と通話定額制等の組み合わせを内容とする新料金プランを導入している。
- 新料金プラン利用者のデータ通信のプラン別契約割合は、2GB上限が44.7%と半数近くを占めている(競争評価2014利用者アンケート)。

出所: 各社ウェブサイトを基に総務省作成

会社名	NTTドコモ	KDDI (au)	ソフトバンクモバイル	ワイモバイル	
基本料 (国内通話のかけ放題を含む)	カケホーダイプラン (2年契約) 2,700円	電話かけ放題プラン (2年契約) 2,700円	通話放題プラン (2年契約) 2,700円	スマホプランS/M/L (2年契約) S(1GB):2,980円 M(3GB):3,980円 L(7GB):5,980円	
ネット接続料	spモード 300円	LTE NET 300円	S1ベーシックパック 300円	基本料を含む	
データ通信料金	2GB	3,500円	3,500円	基本料を含む	
	3GB	—	4,200円		
	5GB	5,000円	5,000円		
	8GB	6,700円	6,700円		
	10GB	9,500円 ※	8,000円		9,500円 ※
	13GB	—	9,800円		—
	15GB	12,500円 ※	—		12,500円 ※
	20GB	16,000円 ※	—		16,000円 ※
30GB	22,500円 ※	—	22,500円 ※		
合計	6,500円～25,500円	6,500円～12,800円	6,500円～25,500円	2,980円～5,980円	
備考	※10GB以上は家族間でデータ容量をシェアすることが可能。 ・2014年6月1日提供開始。 ・同年10月から未使用の容量を翌月に繰り越し可能。	・3GB、13GBのプランも提供。 ・家族間において、データ通信量を0.5GB単位で融通可能。 ・2014年8月13日提供開始。	※10GB以上は家族間でデータ容量をシェアすることが可能。 ・未使用の容量を翌月に繰り越し可能。 ・2014年7月1日提供開始。 ・同年8月1日から、10GBプランの定額料が9,500円から8,000円に変更。	・他社携帯電話・PHS・固定電話(IP電話含む)への1回当たり10分以内の国内通話が月300回まで可能。 ・2014年8月1日提供開始。	

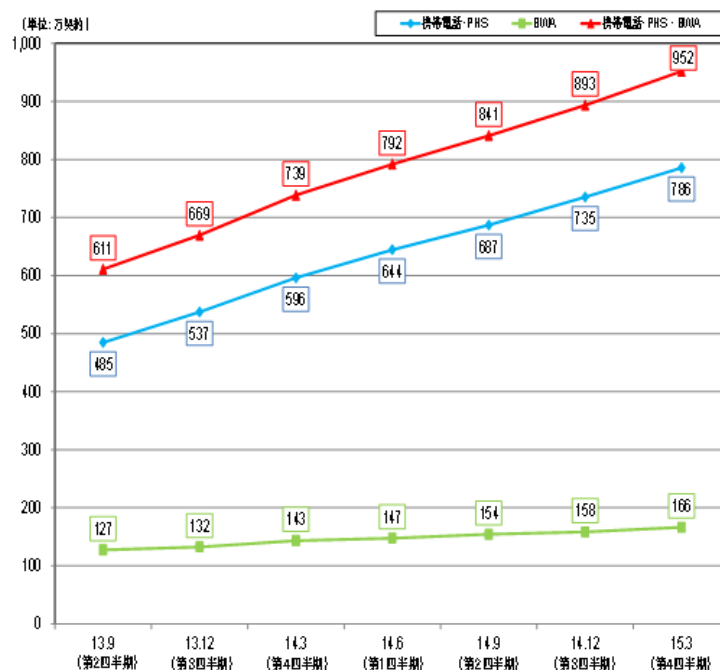
(注) 税抜・2015年3月末現在

【出典：第155回委員会資料】

(4) MVNOサービスの動向

- MVNOサービスの契約数（MNOであるMVNOの契約数は除く）は952万（前年度末比+28.9%）であり、事業者数（MNOであるMVNOは除く）は181社（同+25社）である。
- 移動系通信の契約数に占めるMVNOサービスの比率（MNOであるMVNOの契約数は除く）は6.1%（同+1.1ポイント）となっている。
- MNOの新料金プラン提供開始後、MVNO各社は直接的な料金値下げの他、実質的な料金値下げとなるデータ通信増量を実施している。この結果、月1,000円程度で利用可能なデータ容量は、3ギガバイトが一般的（2015年7月時点）となっている。

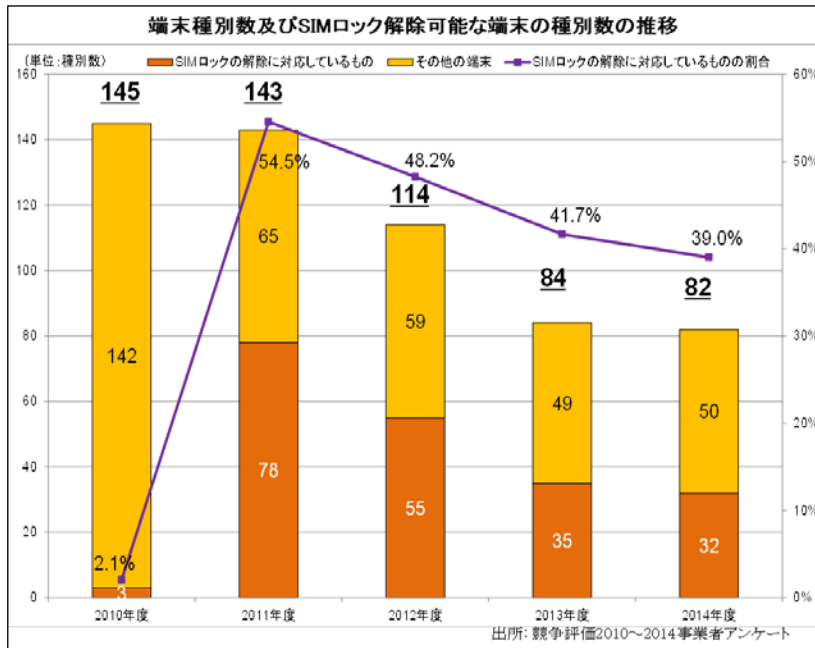
MVNO（MNOであるMVNOを除く）サービスの契約数の推移



【出典：第155回委員会資料】

(5) SIMロック解除の普及状況

- 2014年度末におけるSIMロック解除可能な端末の種別数は、当該年度に発売された種別数82のうち、32（39.0%）となっている。
- SIMロックの認知度は約83%に上昇した。
- 2014年12月、2015年5月1日以降新たに発売される端末については、原則無料でSIMロック解除を行うこととするよう「SIMロック解除に関するガイドライン」を改正した。

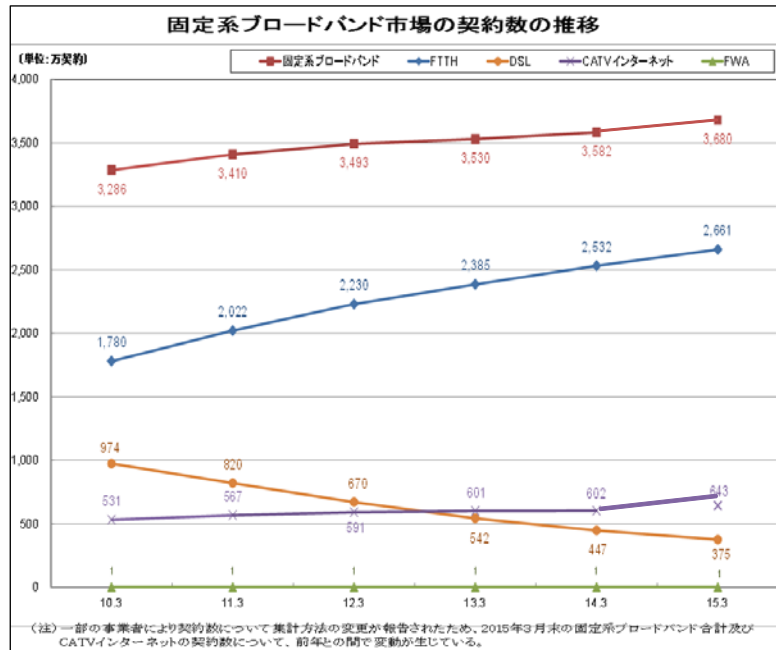


【出典：第155回委員会資料】

3 固定系通信

(1) 固定系ブロードバンド市場の動向

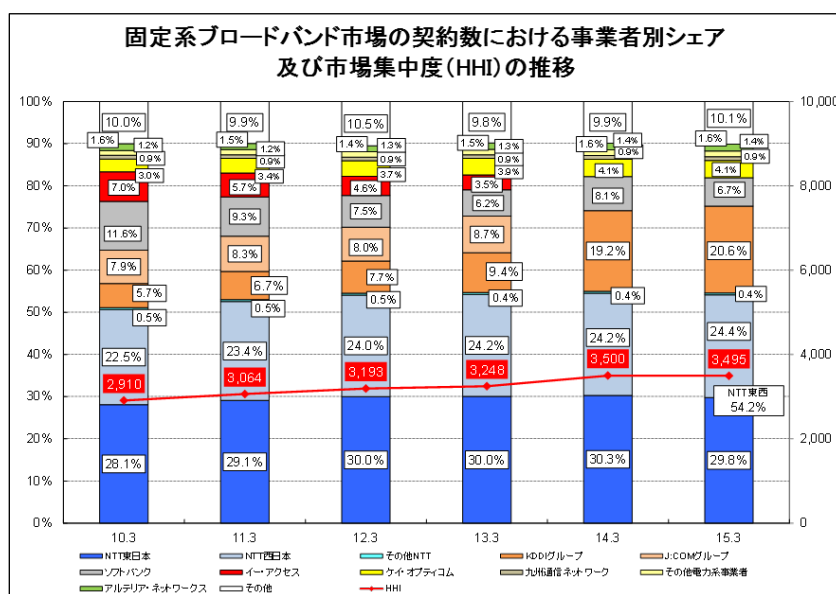
- ・固定系ブロードバンド市場（FTTH、DSL、CATVインターネット及びFWA）の総契約数は3,680万（前年度末比+2.7%）となっている。
- ・FTTHは2,661万（同+5.1%）に増加し、固定系ブロードバンド契約数の72.3%となっている。
- ・固定系超高速ブロードバンド市場（FTTH及び通信速度下り30Mbps以上のCATVインターネット）の契約数は2,970万（同+5.7%）となっている。



【出典：第155回委員会資料】

(2) 固定系ブロードバンド市場のシェア及び市場集中度

- 固定系ブロードバンド市場の契約数におけるNTT東西のシェアは54.2%（前年度末比▲0.4ポイント）となっている。
- 地域別の事業者別シェアは、東日本地域ではNTT東日本が57.2%（同▲1.2ポイント）、西日本地域ではNTT西日本が50.9%（同+0.5ポイント）となっている。また、東日本地域ではKDDIグループの、西日本地域ではKDDIグループと電力系事業者のシェアが大きい。
- 市場集中度（HHI）は3,495（同▲5）であり、地域別では、競争事業者のシェアが大きい西日本（3,121）に比べて東日本（3,961）が高い傾向にある。



(注1)この固定系ブロードバンド市場における契約数の事業者別シェアはFTTH、DSL及びCATVインターネットを対象としており、FWAを含んでいない。

(注2)HHIの算出に当たっては、JCN(13.3以降)及びJ.COMグループ(14.3以降)はKDDIグループに属するものとしている。

(注3)その他NTTのシェアには、NTT MEDIAS、NTT-ME及びNTTビジネスソリューションズが含まれる。

(注4)その他電力系事業者のシェアには、北海道総合通信網(11.3まで)、東北インテリジェント通信(10.3まで)、北陸通信ネットワーク、四国通信ネットワーク、エネルギー・コミュニケーションズ、ファミリーネット・ジャパン及びケイオプティ・サイバーポート(11.3まで)が含まれる。

(注5)NTT東西のシェアについては、四捨五入の関係上、グラフ中の合計値と合わない場合がある。以下同じ。

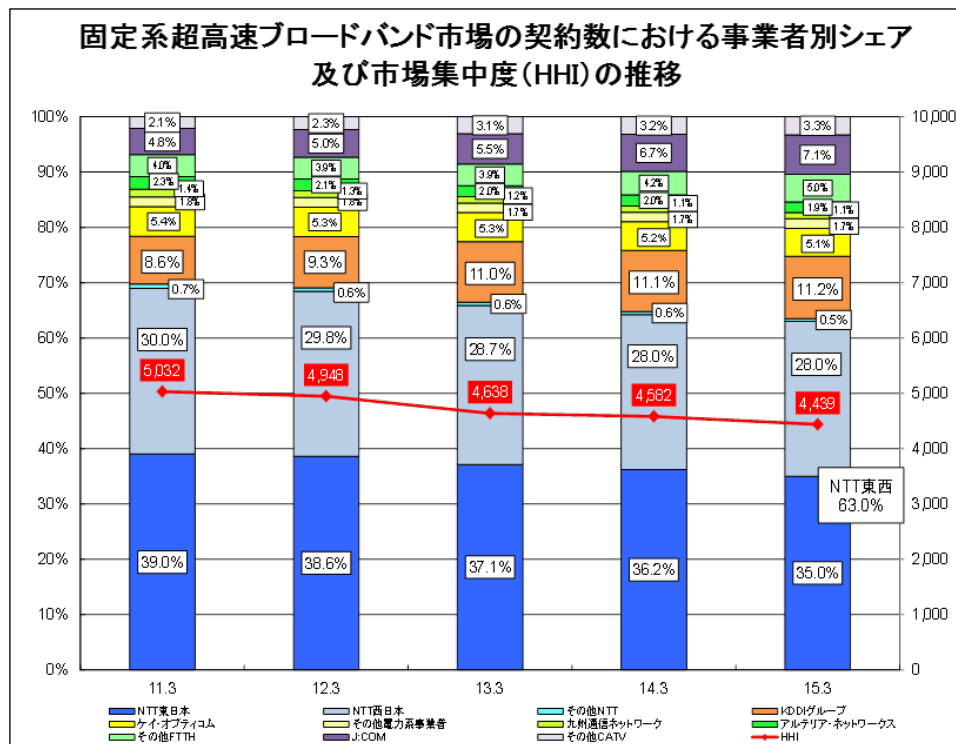
(注6)UCOMは丸紅アクセスソリューションズと合併し、アルテリア・ネットワークスに社名変更(14.3以降)。以下同じ。

【出典：第155回委員会資料】

(3) 固定系超高速ブロードバンド市場のシェア及び市場集中度

- 固定系超高速ブロードバンド市場におけるNTT東西のシェアは63.0%（前年度末比▲1.3ポイント）となっている。
- 地域別の事業者別シェアは、東日本地域ではNTT東日本が67.9%（同▲1.8ポイント）、西日本地域ではNTT西日本が57.8%（同▲0.4ポイント）となっている。また、東日本地域ではKDDIグループの、西日本地域では電力系事業者のシェアが大きい。

- 市場集中度（HHI）は4,439（同▲143）であり、地域別では、競争事業者のシェアが大きい西日本（3,903）に比べて東日本（5,108）が高い傾向にある。



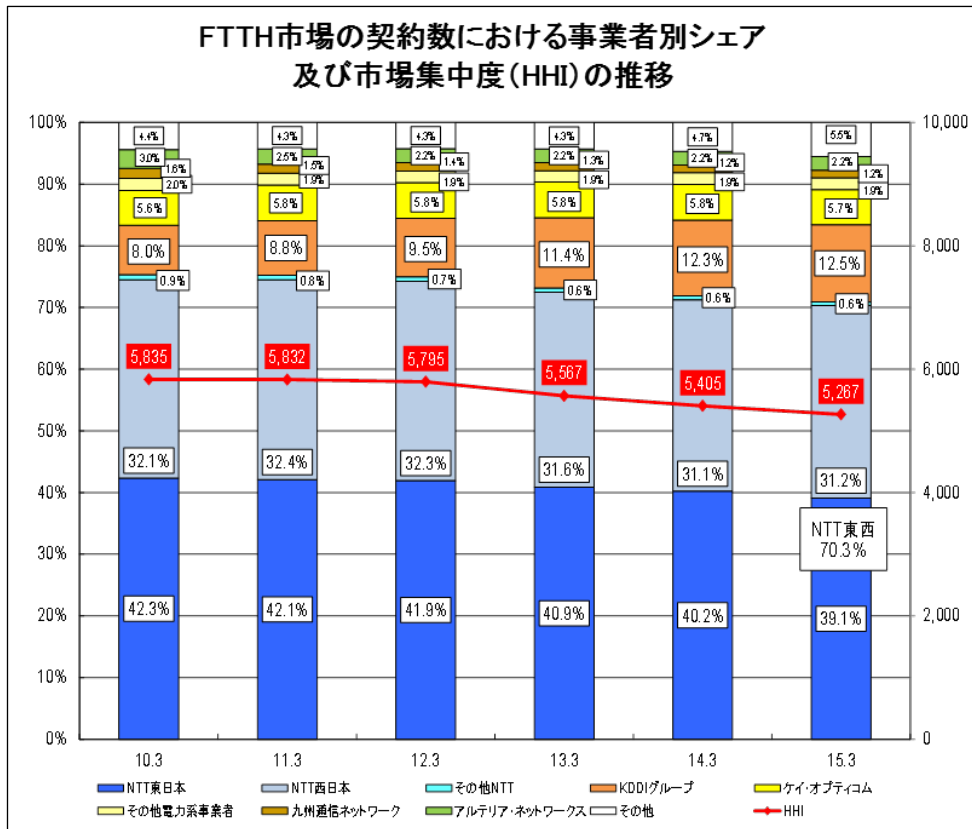
- (注1)この固定系超高速ブロードバンド契約数の事業者別シェアはFTTH及び通信速度下り30Mbps以上のCATVインターネットを対象としている。
- (注2)KDDIグループに含まれるもののうち、J:COMが提供する通信速度30Mbps以上のCATVインターネットのサービスは、J:COMグループとして別に計上し、表示している。
- (注3)HHIの算出に当たっては、JCN(13.3以降)及びJ:COMグループ(14.3以降)はKDDIグループに属するものとしている。
- (注4)その他NTTのシェアには、NTT MEDIAS、NTT-ME及びNTTビジネスソリューションズが含まれる。
- (注5)その他電力系事業者のシェアには、北海道総合通信網(11.3まで)、北陸通信ネットワーク、四国通信ネットワーク、エネルギー・コミュニケーションズ、ファミリーネット・ジャパン及びケイオプティ・サイバーポート(11.3まで)が含まれる。
- (注6)NTT東西のシェアについては、四捨五入の関係上、グラフ中の合計値と合わない場合がある。
- (注7)UCOMは丸紅アクセスソリューションズと合併し、アルテリア・ネットワークスに社名変更(14.3以降)。

【出典：第155回委員会資料】

(4) FTTH市場のシェア及び市場集中度

- FTTH市場の契約数におけるNTT東西のシェアは70.3%（前年度末比▲1.0ポイント）となっている。
- 地域別の事業者別シェアは、東日本地域ではNTT東日本が76.0%（同▲1.4ポイント）、西日本地域ではNTT西日本が64.3%（同▲0.3ポイント）となっている。
- 市場集中度（HHI）は5,267（前年度末比▲138）であり、地域別では競争事業者のシェアが大きい西日本（4,659）に比べて東日本（6,032）が高い傾向にある。

FTTH市場の契約数における事業者別シェア 及び市場集中度(HHI)の推移



- (注1) HHIの算出に当たっては、JCN(13.3以降)及びJ:COMグループ(14.3以降)はKDDIグループに属するものとしている。
- (注2) その他NTTのシェアには、NTT MEDIAS、NTT-ME及びNTTビジネスソリューションズが含まれる。
- (注3) その他電力系事業者のシェアには、北海道総合通信網(11.3まで)、東北インテリジェント通信(10.3まで)、北陸通信ネットワーク、四国通信ネットワーク、エネルギー・コミュニケーションズ、ファミリーネット・ジャパン及びケイオプティコム・サイバーポート(11.3まで)が含まれる。
- (注4) NTT東西のシェアについては、四捨五入の関係上、グラフ中の合計値と合わない場合がある。
- (注5) UCOMは丸紅アクセスソリューションズと合併し、アルテリア・ネットワークスに社名変更(14.3以降)。

【出典：第155回委員会資料】

4 サービス卸

(1) NTT東西によるサービス卸に関する動向

- ・2015年2月、NTT東西はFTTHサービスを卸電気通信役務として他の事業者へ提供し、当該他の事業者がエンドユーザに対してFTTHサービスを提供する「サービス卸」を開始した。
- ・多くの事業者が移動系通信サービスとのセット販売を行い、他サービスとのセット割引を通じて利用者に料金面のメリットを訴えている。

主な卸利用 FTTH サービスの提供事業者と提供サービス

	事業者名	サービス名	サービス開始時期	FTTH料金※	セット対象	概要
ISP/ MVNO	NTTコミュニケーションズ	OCN 光	2月5日	5,100円	・ISP ・MVNO	・MVNOとのセットでMVNO料金200円引き
	NTTぷらら	ぷらら光	2月23日	4,800円	・ISP ・MVNO	・MVNOとのセットでMVNO料金200円引き
	ビッグロブ	ビッグロブ光	2月1日	5,180円	・ISP ・MVNO	・MVNOとのセットでMVNO料金200円引き
	ニフティ	@nifty光	3月1日	5,200円	・ISP ・MVNO	・MVNOとのセットでMVNO料金200円引き ・auスマホ等とのセットでFTTH料金から最大1,200円引き
	So-net	So-net光 コラボレーション	2月9日	5,200円	・ISP ・MVNO	・MVNOとのセットでMVNO料金200円引き ・auスマホ等とのセットでFTTH料金から最大1,200円引き
	インターネット イニシアティブ(IIJ)	IJmioひかり	3月2日	4,960円	・ISP ・MVNO	・MVNOとのセットでFTTH料金から600円引き
MNO	NTTドコモ	ドコモ光	3月1日	5,200円※	・モバイル	※ISP料金一体型(タイプA)の場合 ・モバイルとのセットで合計料金から最大3,200円引き
	ソフトバンクモバイル	Softbank光	3月1日	5,200円	・モバイル	・モバイルとのセットでモバイル料金から最大2,000円(税込)引き
CATV	TOKAI ケーブルネットワーク	ひかりdeネット N	3月1日	5,100円※	・ISP	※同グループのISP「TNC」を選択した場合
(参考)	NTT東日本	フレッツ光ネクストギガファ ミラー・スマートタイプ	—	5,200円※	—	※プロバイダ料金最安(500円)の場合
異業種	T-MEDIAホールディングス	TSUTAYA光	3月12日	4,500円※	・動画配信 サービス	※ISP料金は別途 ・映画が月20本まで無料で視聴可能
	総合警備保障(ALSOK)	未定	2015年中	未定	・警備サ ービス	

提供料金の平均
(事業者アンケート結果)

戸建住宅向け: 5,050円 集合住宅向け: 3,870円

(注1) 2015年6月1日現在

(注2) 特に記載が無い限り、戸建て向け・ISP一体・長期契約割引適用後の金額(税抜)。モバイルとのセット販売時の割引額、各種キャンペーン割引等は含まない。

(注3) 提供料金の平均の算出に当たっては、ISP料金一体型のみ集計。長期契約割引適用後の金額(税抜)。集合住宅向けは最も安いプランで算出。1円単位は切り捨て。

出所: 公表資料を基に総務省作成・競争評価 2014 事業者アンケート

【出典: 第155回委員会資料】

(2) サービス卸の利用に伴う事業者変更

ア 固定系ブロードバンドサービス

- ・固定系ブロードバンドサービスの事業者変更は、これまでNTT東西のFTTHを利用していた者が85.6%となっており、NTT東西以外のFTTH事業者からの変更は4.6%、ADSLからの変更は3.4%、CATVインターネットからの変更は1.7%となっている。
- ・初動段階においては、固定系ブロードバンドにおける実質的な事業者変更への影響は大きくない。

イ 移動系通信

- ・移動系通信の事業者変更を行った者は14.1%であり、ドコモ光の選択者では14.8%、SoftBank光の選択者では46.2%が事業者を変更している。
- ・卸利用FTTHサービスの提供を行っていないKDDIから、NTTドコモやソフトバンクモバイルへと利用者が移動している。

- ・サービス卸は、固定・移動連携サービスを通じ、移動系通信における事業者変更を一定程度もたらしている。

ウ ISP

- ・ISPの事業者変更を行った者は23.6%であり、ドコモ光の選択者では27.2%、SoftBank光の選択者では46.2%が事業者を変更している。
- ・NTTドコモがドコモ光の開始に併せて立ち上げた「ドコモnet」が変更後の23.2%を占め、少なくとも初動段階においては、最も有力なISPの一つとなっている。
- ・サービス卸は「ISP・アクセス回線分離型」から「ISP・アクセス回線一体型」へFTTHサービスに関するビジネスモデルの主流形態の変更や、ISPにおける事業者変更を相当規模でもたらしている。

5 競争政策等留意事項

2014年度の競争評価の結果を踏まえ、今後の総務省における競争政策及び料金政策等の課題等について整理した。

(1) 移動系通信

- ・NTTドコモの市場支配力の存在について、電気通信事業法の禁止行為規制を適用する事業者の指定に当たり、収益シェアを用いて判断していることも踏まえつつ、収益シェアを基本とした検証を行っていく。その際、これまで収益シェアは非公表となっていることから、透明性を確保するための方策について検討する。
- ・NTTドコモの市場支配力の行使やMNO3グループが協調した市場支配力の行使の有無について、禁止行為規制を含む第二種指定電気通信設備制度の運用状況を中心として検証を行っていく。
- ・MNO3グループが協調して市場支配力を行使し得る地位にあることを踏まえ、引き続きMVNOの事業展開の更なる促進に取り組む。併せて、多様化するMVNOの実態をよりの確に把握するための方策について検討する。
- ・サービス変更に係るスイッチングコストについては、2014年12月に改正したSIMロック解除ガイドラインの運用状況や、2015年3月に改正した電気通信事業報告規則に基づき把握する販売奨励金、期間拘束・自動更新付契約の見直し等の動向等を踏まえつつ検証を行っていく。

(2) 固定系データ通信（固定系ブロードバンド市場）

- 固定系ブロードバンド市場に関し、NTT東西の市場支配力の行使や同社を含む複数事業者が協調した市場支配力の行使の有無について、禁止行為規制を含む第一種指定電気通信設備制度の運用状況を中心として検証を行っていく。
- 固定系ブロードバンド市場に関し、CATVインターネットの契約数が実質的に減少傾向となっているところであり、FTTHとCATVインターネットの競争関係に留意しつつ、引き続きその動向を注視する。

(3) 固定系音声通信

- 固定電話市場に関し、NTT東西の市場支配力の行使や同社を含む複数事業者が協調した市場支配力の行使の有無について、禁止行為規制を含む第一種指定電気通信設備制度の運用状況を中心として検証を行っていく。
- 固定電話市場に関し、OABJ-IP電話の契約数が従来の固定電話の契約数を逆転したところであり、現行制度上NTT東西の加入電話がユニバーサルサービスとされていることにも留意しつつ、引き続きその動向を注視するとともに、PSTNからIP網へのマイグレーションに関する課題への対応方策についての検討を進める。

(2) 平成28年3月11日 第158回委員会

総合通信基盤局から、「電気通信事業法等の一部を改正する法律」及び「NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況」について説明を受け、意見交換を行った。

① 「電気通信事業法等の一部を改正する法律について」

【説明の概要】

1 法改正の概要

- 平成27年5月22日に、「電気通信事業法等の一部を改正する法律」が公布された。施行は平成28年5月21日を予定している。
- 改正事項は、「公正な競争の促進」、「消費者保護」、「ドメイン名関係等」であるが、今回はこのうち「公正な競争の促進」の改正概要を説明する。

<改正事項>

I 公正な競争の促進	II 消費者保護	III ドメイン名関係等
1. 電気通信事業の登録の更新制の導入 2. 移動通信分野における禁止行為規制の緩和 3. 卸電気通信役務の事後届出制等の導入 4. 二種指定制度(携帯電話網の接続ルール)の充実	1. 説明義務の充実 (省令改正事項であり、法改正事項ではない) 2. 書面の交付義務の導入 3. 初期契約解除制度の導入 4. 勧誘継続行為の禁止・不実告知等の禁止 5. 代理店指導措置の導入	1. ドメイン名の名前解決サービスの信頼性等の確保 2. その他

公正な競争の促進				
	接続制度	卸制度	禁止行為規制	合併等の審査
一種指定事業者※1	接続約款の認可制 ・アンバンドル制度 ・接続料算定制度 接続会計の整理義務	卸役務の事後届出制 届出内容の整理・公表制※3	接続情報の目的外利用等の禁止 電気通信事業者への不当な優遇等の禁止 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止	登録の更新制 大規模事業者と合併、株式取得等した場合
二種指定事業者※2	接続約款の届出制 ・アンバンドル制度 ・接続料算定制度 接続会計の整理義務	卸役務の事後届出制 届出内容の整理・公表制※3	接続情報の目的外利用等の禁止 グループ会社への不当な優遇の禁止 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止	登録の更新制 大規模事業者と合併、株式取得等した場合
上記以外の事業者	(回線設置事業者の接続応諾義務)	なし	なし	なし (合併等した旨の事後届出)

※3 整理・公表制は、一種・二種指定事業者の接続制度関係等も対象

※1 固定通信市場で、アクセス回線シェアが50%を超える事業者: NTT東西
 ※2 移動通信市場で、端末シェアが10%を超える事業者: NTTコム、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク

【出典: 第158回委員会資料】

2 「公正な競争の促進」に係る改正

(1) 電気通信事業の登録の更新制の導入

ア グループ化の進展

- ・ 回線設置事業者（設備競争事業者）は、通信設備の高度化、設備コストの削減による料金の低廉化、ネットワークの冗長化等による信頼性向上などに重要な役割を果たしており、複数事業者による競争の確保が重要である。
- ・ 改正前の電気通信事業法では、合併等によるグループ化をチェックできない中で、回線設置事業者の実質的なプレーヤーが3グループ（NTT、KDDI、ソフトバンク）に集約・寡占化している状況となった。

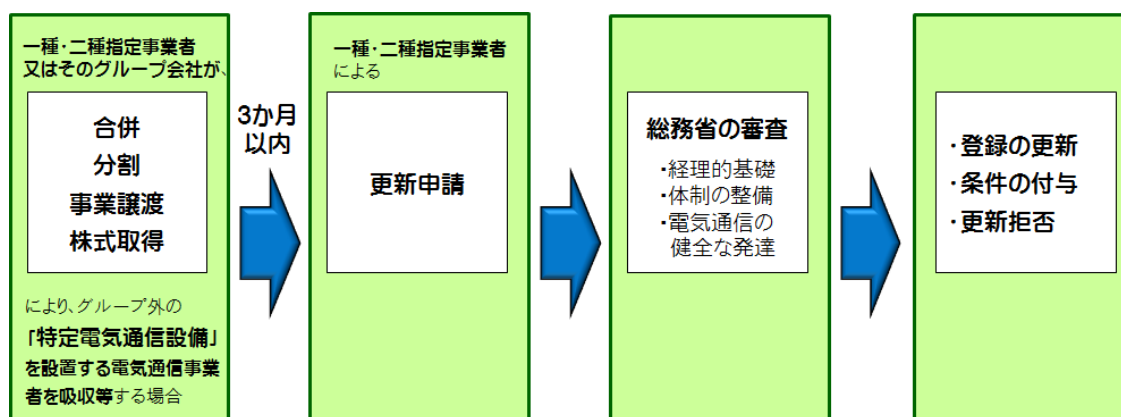
イ 法改正の概要

- ・ 寡占化等による弊害等をチェックするため、一種※1・二種指定事業者※2又はその特定関係法人が、グループ外の大規模事業者（一種・二種指定事業者、特定電気通信設備を設置する者）と合併や株式取得等を行った場合、電気通信事業の登録の更新を義務付けた。

※1 固定通信市場において、アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者：NTT東西

※2 移動通信市場において、端末シェアが10%を超える電気通信事業者：NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク

- ・ 特定関係法人は、電気通信事業者たる法人の親会社、子会社、兄弟会社、その他政令で定める特殊の関係にある法人と規定している。
- ・ 特定電気通信設備の指定対象としては、固定通信では、中部テレコミュニケーション、ケイ・オプティコムなど7社を、移動通信では、ワイヤレスシティプランニングを指定している。



※ 新たに一種・二種指定事業者に指定される場合も、登録の更新義務が発生




【出典：第158回委員会資料】

(2) 移動通信分野における禁止行為規制の緩和

ア 法改正前の禁止行為規制の概要

- ・ シェアが高く市場支配力を有する事業者（市場支配的事業者）に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないように、不当な競争を引き起こすおそれがある行為については、禁止をしている。
- ・ 対象事業者は、一種指定事業者ではNTT東西、二種指定事業者ではNTTドコモとなっている。

禁止される行為

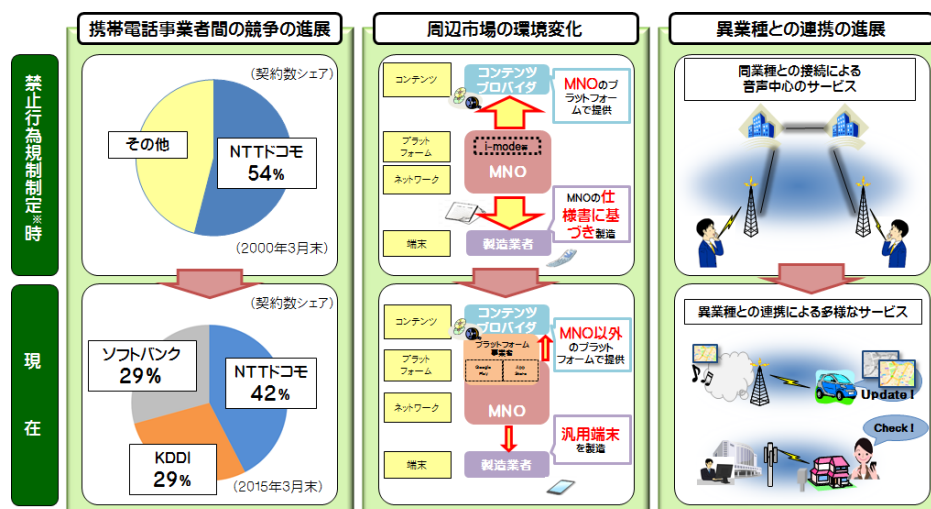
接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供	特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い	製造業者等への不当な規律・干渉
【具体例】 他の事業者との接続の業務に関して知り得た他事業者の情報を、本来の利用目的を超えて社内他部門や他社に提供すること	【具体例】 特定の事業者のみと提携し、排他的な取引をすること	【具体例】 製造業者・コンテンツ事業者等に対し、他の事業者と取引をしないことを強要すること
情報の目的外利用・提供 	不当に優先的な取扱い等 	不当な規律・干渉 

【出典：第158回委員会資料】

イ 移動通信市場の環境変化

- ・ 携帯電話事業者間の競争の進展や、周辺市場の環境変化により、市場支配的事業者の影響力が低下している。
- ・ 他方、様々な業種の企業との連携を通じた新事業・新サービスの創出が期待されている。

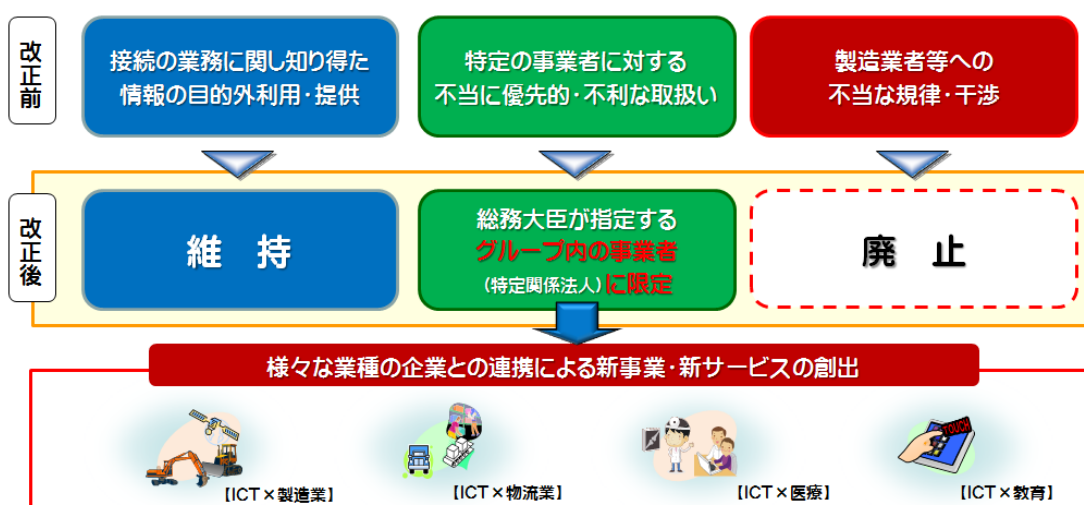
【出典：第158回委員会資料】



ウ 法改正の概要

- ・ 市場の環境変化を踏まえ、様々な業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、移動通信市場の市場支配的事業者（NTTドコモ）に対する禁止行為規制を緩和した。
- ・ 「特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い」の禁止については、総務大臣が指定するグループ内の事業者（特定関係法人）に限定した。
- ・ 「製造業者等への不当な規律・干渉」の禁止については廃止した。

<禁止行為の内容>



【出典：第158回委員会資料】

- ・ 不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人は、「①F T T Hアクセスサービスや携帯電話（通信モジュール向けを除く※）等を提供する者であって、②当該サービスの契約数が5万件以上の者」と規定した。NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTぷららなど8社を指定する。

※通信モジュール向け：特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供する携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービス。これらについては、イノベーション促進の観点から対象から除外される。例）カーナビ、ホームセキュリティ用機器等

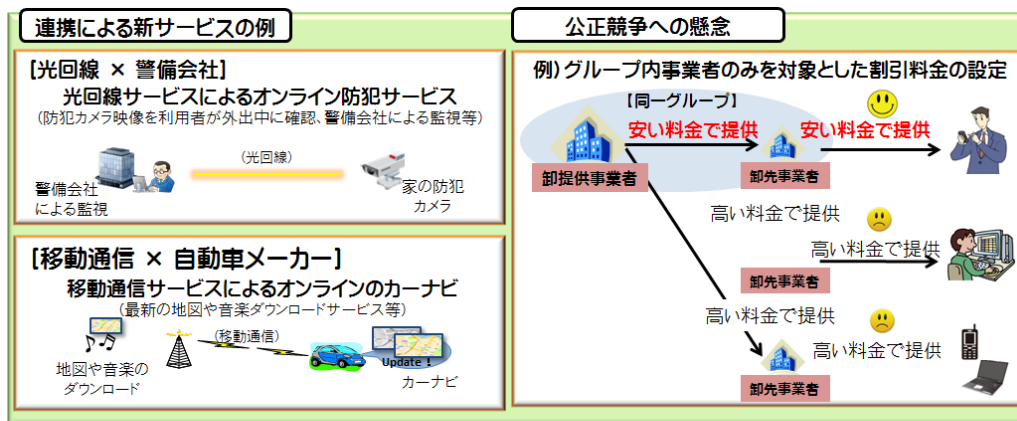
（3）卸電気通信役務の事後届出制等の導入

ア 卸売サービスの本格化

- ・ 固定通信市場では、NTT東西が、光回線の卸売サービスの提供を開始している。移動通信市場でも、MNO（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル等）におけるグループ内の卸取引が増加するとともに、MVNOの参入・サービス提供も増加している。

イ 卸売サービスの本格化に伴う影響

- 光回線や携帯電話網の卸売サービスは、多様な業種の企業との連携を通じた新事業・新サービスの創出や、光回線の利用率等の向上が期待される一方、接続とは異なり、公正競争を図るための固有の規制がない。
- そのため、大規模事業者が提供する卸売サービスについては、グループ関係者のみを対象として割引料金を設定するといったことが懸念された。



「卸」には、「接続」と異なり、公正競争を図るための固有の規制がない

「卸」について、料金・提供条件の公平性、適正性、透明性を確保する仕組みが必要

【出典：第158回委員会資料】

ウ 法改正の概要

- 一種指定事業者又は二種指定事業者が提供する卸電気通信役務について、事後届出制を導入するとともに、届出内容を総務大臣が整理・公表する制度を整備した。

省令の主な規定事項

(施行規則第25条の7第1項第4号、第25条の7の2)

①届出義務の対象となる卸先

一種指定事業者	二種指定事業者
FTTHアクセスサービスに関する卸役務であって、以下のいずれかの者に提供するもの	携帯電話又はBWAアクセスサービスに関する卸役務(通信モジュール向けを除く)であって、以下のいずれかの者に提供するもの
① 特定関係法人(5万回線以上の卸先)	① 特定関係法人(5万回線以上の卸先)
② 50万回線以上の卸先	② 50万回線以上の卸先
③ 移动通信事業者(MNO)	

②届出事項

※一種・二種指定事業者が、届出・公表した卸約款により提供する卸役務については、届出は不要とする。

- 卸役務の内容・料金
- 卸役務に関連して、卸先に支払う金銭その他の財産
- 他事業者・その利用者の権利・義務に重要な関係を有する卸役務と併せて行う業務の条件 等

【出典：第158回委員会資料】

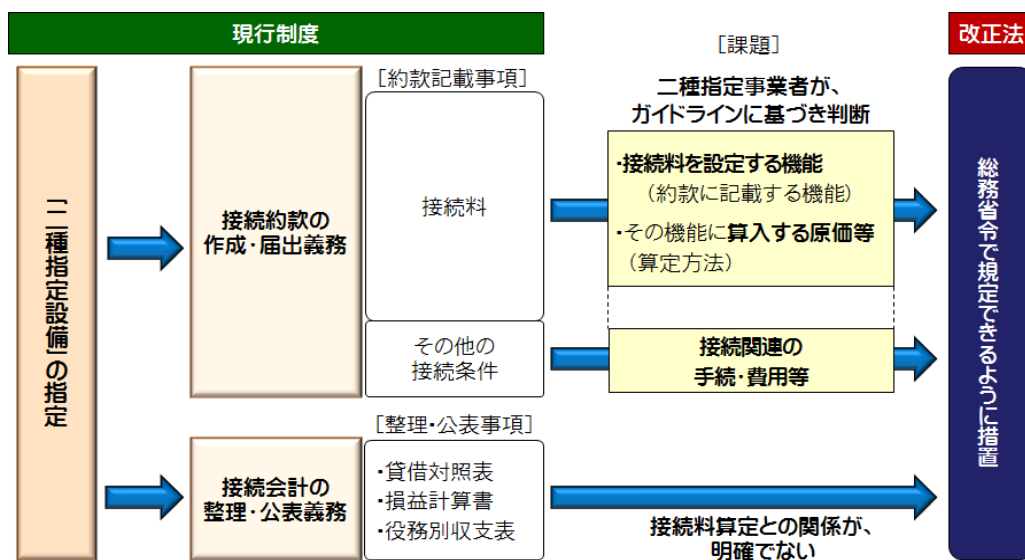
(4) 二種指定制度（携帯電話網の接続ルール）の充実

ア 移動通信市場の状況

- ・ネットワークや端末の高度化により、移動通信市場は拡大し、競争事業者のシェアも拡大した。
- ・ただ、MNOは、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの三大グループに収れんし、料金も高止まり・横並びしている状況にあり、MVNOの参入促進等による競争の活性化が必要になっている。

イ 法改正の概要

- ・MVNOの参入促進を図る観点から、二種指定事業者に関する接続制度（二種指定制度）について、アンバンドル機能（接続料を設定すべき機能）や接続料の算定方法等を制度化した。



【出典：第158回委員会資料】

- ・アンバンドルの要件について、「需要の立上げ期にあるサービスに係る機能を除き」という要件があったが、サービス提供時期の同等性を確保することが重要であるため、当該要件を削除することとした。
- ・また、接続を円滑に行うために必要な事項のうち、移動通信固有の事項としては、MNOの業務システム及びSIMカードの提供、端末接続試験及び情報開示に関する手続きを約款に記載すること等を規定した。

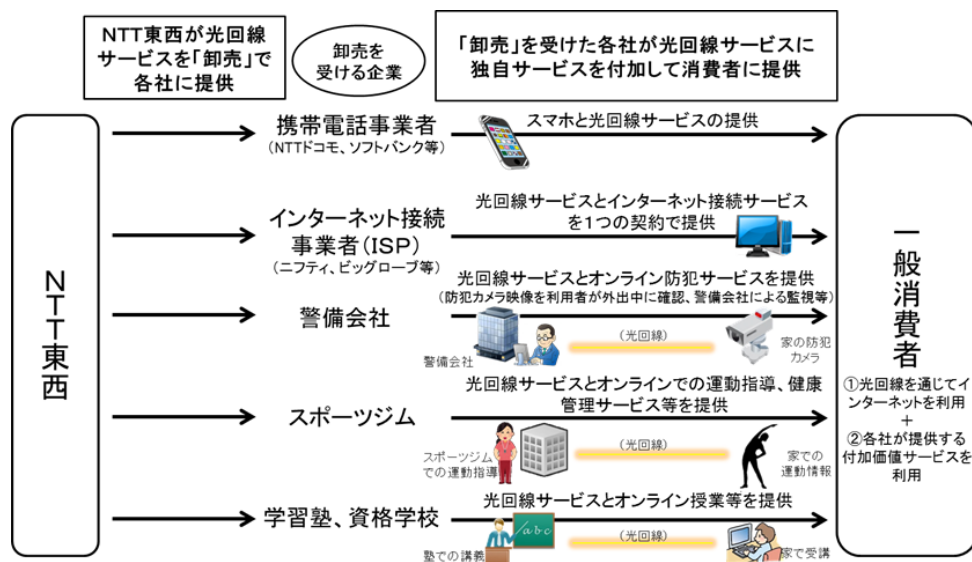
② 「NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況について」

【説明の概要】

1 サービス卸に係る経緯及び総務省の対応

(1) サービス卸について

- ・NTT東西は、平成27年2月にサービス卸の提供を開始した。



【出典：第158回委員会資料】

(2) 情報通信審議会答申

- ・平成26年12月、情報通信審議会から、サービス卸に関して以下の答申があった。

- ① サービス卸は、様々な分野のプレーヤーとの連携による多様なサービスの創出が見込まれ、経済成長、利用者利便の向上にも資する取組と評価
- ② ただし、NTT東西は、市場支配力を有することを踏まえ、公正競争確保の観点から、料金その他の提供条件の適正性・公平性及び一定の透明性が確保される仕組みを検討することが適当
- ③ また、F T T Hと移動通信のセット割引について、過度のキャッシュバック等により競争が歪められるおそれがあること等に留意し、総務省において適切な措置を検討することが適当

(3) 情報通信審議会答申等を踏まえた総務省の対応

- ・総務省では、平成27年2月、「NTT東西のF T T Hアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（サービス卸ガイドライン）を策定した。

・併せて、サービス卸の提供に係る適正性及び公平性を十分確保するとともに、一定の透明性を確保する観点で検証を行い、また、サービス卸の利用実態等を把握して市場動向の分析を行うため、NTT東西に対して、以下の対応及び報告を要請した。

- ① サービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保
- ② サービス卸ガイドライン等を踏まえた対応
- ③ サービス卸に係る市場動向の把握・検証のための報告

- ・平成27年5月、サービス卸の料金その他の提供条件について、公平性、適正性及び透明性確保の観点等から、新しい制度的な仕組みを講ずることを目的として、電気通信事業法を改正した。
- ・本改正により、卸電気通信役務の事後届出制を導入するとともに、総務大臣が届出内容を整理・公表することとし、整理・公表に当たっては、必要に応じて、NTT東西とNDA（秘密保持契約）を締結した競争事業者から意見聴取を行うとともに、情報通信審議会に報告を行うこととした。
- ・これらを踏まえて、平成27年12月、改正法施行前であるが、要請に基づくNTT東西からの報告内容等を踏まえ、サービス卸の提供状況及び市場動向について、情報通信審議会に報告するとともに公表した。

2 情報通信審議会への報告

NTT東西から総務省へ報告された内容等を踏まえ、サービス卸の提供状況及び市場動向について、情報通信審議会へ報告を行ったところである。概要は以下のとおり。

行政指導において対応及び報告を求める事項	NTT東日本	NTT西日本
■ サービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保 ⇒サービス卸の料金その他の提供条件に関して、公正競争への影響が大きいことが想定される卸先事業者との個別契約の内容を、契約締結後、速やかに報告	平成27年3月16日付 平成27年4月9日付	平成27年3月19日付 平成27年4月9日付
■ サービス卸ガイドライン等を踏まえた対応 ⇒サービス卸の提供に関して、毎事業年度経過後速やかに、サービス卸ガイドラインの記載等を踏まえた対応状況を報告 すべての卸先事業者に対する、サービス卸ガイドラインを参照すべきことの明示・周知	平成27年5月29日付	平成27年5月29日付
■ サービス卸に係る市場動向の把握・検証のための報告 ⇒サービス卸の利用実態に関して、毎4半期経過後速やかに、 ①卸契約数の総数 ②卸契約数の都道府県別の分計 ③卸先事業者の数及び名称 ④卸契約数の上位10位までの卸先事業者別の卸契約数を報告	平成27年5月29日付 平成27年7月31日付 平成27年10月30日付	平成27年5月29日付 平成27年7月31日付 平成27年10月29日付

(1) 提供状況について

ア 提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保

- ・ サービス卸の料金その他の提供条件について、総務省への報告の対象である主要事業者の間で内容に相違はなかった。
- ・ NTT東西と主要事業者との間の契約概要の閲覧を行った主要事業者以外の卸先事業者からも、料金その他の提供条件について内容に相違があるとの意見はなかった。

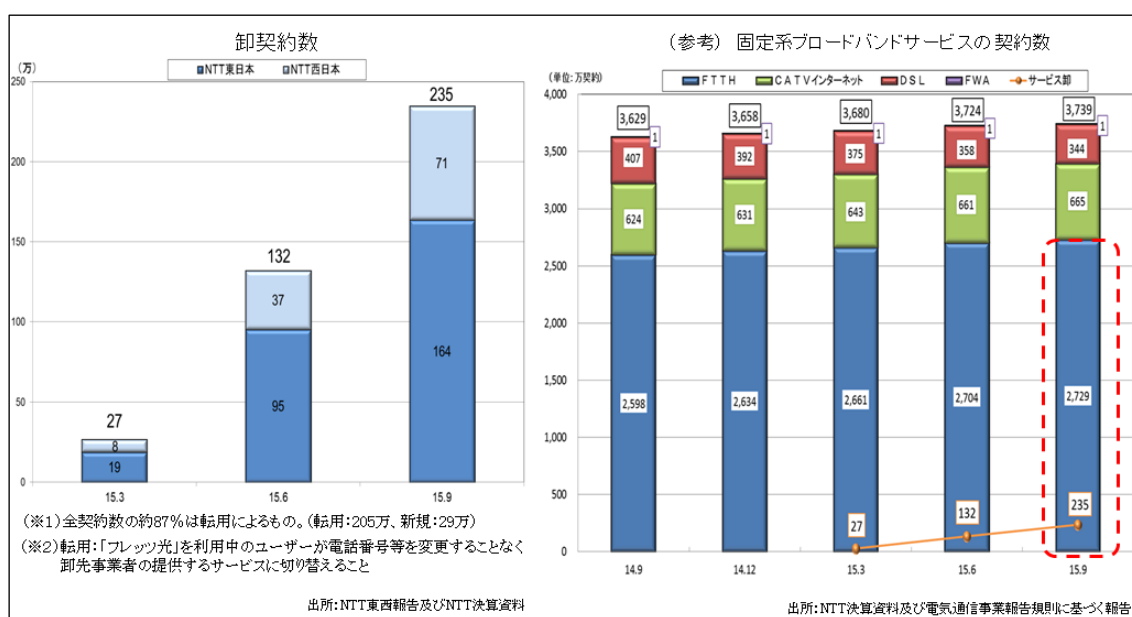
イ ガイドライン等を踏まえた対応

- ・ NTT東西からの報告内容等を確認するとともに、卸先事業者からサービス卸提供の状況を聴取したところ、現時点では、電気通信事業法上問題となり得る競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為は確認されなかった。

(2) 市場動向について

ア 卸契約数及びF T T H契約数における割合

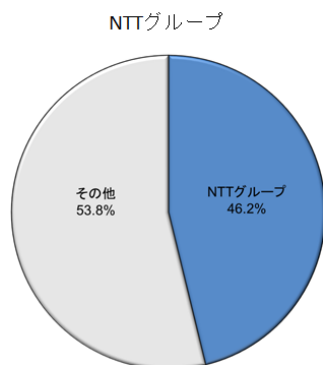
- ・ サービス卸の契約数は、NTT東西で合計 235 万（平成 27 年 9 月末）となっている。NTT東西の別では、NTT東日本が提供する卸契約数のほうが大きく、全契約数の約 70%を占めている。
- ・ F T T Hの契約数全体（2,729 万）におけるサービス卸の契約数の割合は 8.6%となっている。NTT東西の別では、NTT東日本が 11.8%、NTT西日本が 5.3%となっている。



【出典：第 158 回委員会資料】

イ グループ別・事業者形態別の卸契約数のシェア

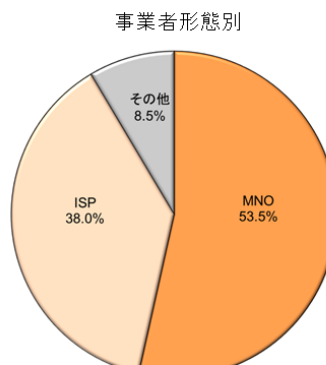
- 卸契約数全体（235万）におけるNTTグループの卸契約数（108万）の割合は46.2%（平成27年9月末）となっている。
- 事業者形態別では、移動通信事業者（NTTドコモ、ソフトバンク）の卸契約数（126万）が53.5%と過半を超え、次いでISPの卸契約数（89万）が38.0%となっている。



(参考) NTTグループのシェアの推移

	2015年3月	6月	9月
NTTグループ	48.3%	48.2%	46.2%

(注) 「卸契約数の総数」及び「卸契約数の上位10位までの卸先事業者別の卸契約数」に基づき作成。
「その他」に分類される事業者においてもNTTグループ、ISPに該当する事業者は存在する。



(参考) MNO/ISPのシェアの推移

	2015年3月	6月	9月
MNO	55.9%	49.3%	53.5%
ISP	36.9%	42.8%	38.0%

出所: NTT東西報告

【出典: 第158回委員会資料】

ウ 卸先事業者数

- 卸先事業者数は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合は208者（平成27年9月末）となっている。
- このうち、サービス卸の開始以降、新たに電気通信事業の届出を行った事業者数は31者である。

2 事業者団体からのヒアリング（平成28年1月26日 第157回委員会）

一般社団法人テレコムサービス協会から「FVNOの現況と課題」について説明を受け、意見交換を行った。また、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会から「最近の活動概要及び事業者間協議の状況等」について説明を受け、意見交換を行った。

3 委員会における施設視察（平成27年6月3日 第152回委員会）

株式会社テレビ朝日の放送等施設の現場視察を行うとともに、設備の概要について説明を受け、意見交換を行った。

第2章 各種調査に関する報告

委員会では、紛争処理を行う際の基礎資料とするために、事務局において実施した「地方小規模電気通信事業者及びコンテンツ配信事業者の協議の実態調査」及び「米英における紛争処理制度に関する調査」の結果について、第153回委員会（平成27年6月）で報告を受けた。

1 地方小規模電気通信事業者及びコンテンツ配信事業者の協議の実態調査

委員会として紛争処理の取扱いが少なく、紛争の実態についての知見が十分に蓄積されていない、地方に拠点を置く比較的小規模な電気通信事業者及びコンテンツ配信事業を営む者の交渉・契約における課題等について、ヒアリング調査を実施した結果の説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 目的等

(1) 目的

- ① 地方の小規模な電気通信事業者の接続等の交渉・契約における課題を把握する。
- ② コンテンツ配信事業者がサービス提供にあたって行う、電気通信事業者やプラットフォームとの交渉・契約における課題を抽出する。
- ③ 委員会の認知度及び利用意向を把握し、今後の認知度及び利用度向上策に資する。

(2) 調査対象

- ・地方小規模電気通信事業者：10社（ISP5社及びCATV事業者5社）
- ・コンテンツ配信事業者：8社（ゲーム、動画配信、音楽配信等を提供中の者）

2 地方小規模電気通信事業者の契約・協議の実態調査結果

(1) ネットワーク構成及び契約形態

- ・提供サービスに応じて、多くの電気通信事業者と契約を結びネットワークを構成している。
- ・インターネット接続では、全事業者が、複数社とトランジット※契約を締結している。
※ISPが他のISPからのトラフィックをインターネット全体に中継すること。
- ・アクセス網構築では、ISPはダークファイバ等を他社から調達するものが多く、CATV事業者はFTTH等により自前で賄っているものが多い。

- ・約款に基づく契約が多く、基本的に交渉の余地はあまりないが、ISP向けバックボーン提供等、契約相手が大手事業者でない場合は交渉の余地が大きい。

(2) 不満・トラブル事項

- ・事業規模による格差が大きいため、小規模事業者側に交渉力が乏しく、不満が多く見られた。
- ・料金に関する不満が最多であり、具体的には地方と東京で回線価格に大きな開きがあること、特にトランジットについて数倍の価格が提示されることが挙げられた。
- ・納期のお不満も多い。(特に法人顧客向けネットワークの構築に関して)

(社)

回線、設備の利用関連	回線、電気通信設備の利用料が高い	6
	回線、電気通信設備が設置されて利用できるまでに時間がかかる	4
	利用できる回線速度や電気通信設備に制限がある	3
	回線、電気通信設備の利用料設定に不満がある	2
	回線、電気通信設備に関するその他の契約内容・条件	5
その他	回線、電気通信設備関連以外の契約内容・条件	4

10社から回答を得た(複数選択可)

【出典：第153回委員会資料】

3 コンテンツ配信事業者の契約・協議の実態調査結果

(1) ネットワーク構成及び契約形態

- ・回線設備を設置せず、配信サーバのみを設置してコンテンツ配信事業※1を営む者については、サーバを自社内に構築している者もいれば、データセンターとハウジング※2契約を締結して、データセンター内に自社サーバを構築している者もいる。

※1 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業 (cf. 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第164条第1項第3号)

※2 サーバをデータセンター等に設置して、管理を委託すること。

- ・回線については、多ルート化や、地域に応じた事業者の利用のため、2社以上と契約しているケースが多い。
- ・近年、クラウドへの依存度が高まっており、クラウドサービス(特に海外事業者が提供するサービス)を利用している事業者が多い。
- ・データセンターとの契約及び専用線に係る契約は、約款に基づくものが多く、交渉余地は余りない。一方、個別契約に基づくものについては、交渉

余地が認められた。

- ・海外クラウド事業者のサービスは、サービスメニューを選ぶのみの契約形態であった。

(2) 不満・トラブル事項

- ・料金や納期の不満はあるが、電気通信事業者との具体的なトラブルは余りない。
- ・海外クラウド事業者や海外プラットフォーム事業者との関係では、交渉がそもそもできない状況にある。

(社)

回線・設備の 利用・関連の	回線、電気通信設備が設置されて利用できるまでに時間がかかる					5
	利用できる回線速度や電気通信設備に制限がある					4
	回線、電気通信設備の利用料が高い					4
	回線、電気通信設備の利用が一時的に増加した場合の対応策がない					4
	回線、電気通信設備の利用料設定に不満がある	1				
回線の 機能設備 関連以外	回線、電気通信設備に関するその他の契約内容・条件	1				
	課金機能の対価（手数料）が高い		2			
	コンテンツ掲載・登録審査基準が不透明		2			
	料金回収までの時間が長すぎる	1				
その他	料金回収できなかった場合の補償がない	1				
	サービスが停止した際の保障がない、もしくは不十分			3		
	上記以外の契約内容・条件	1				

・8社から回答を得た(複数選択可)

【出典：第153回委員会資料】

4 委員会の認知度、利用意向に関する調査結果

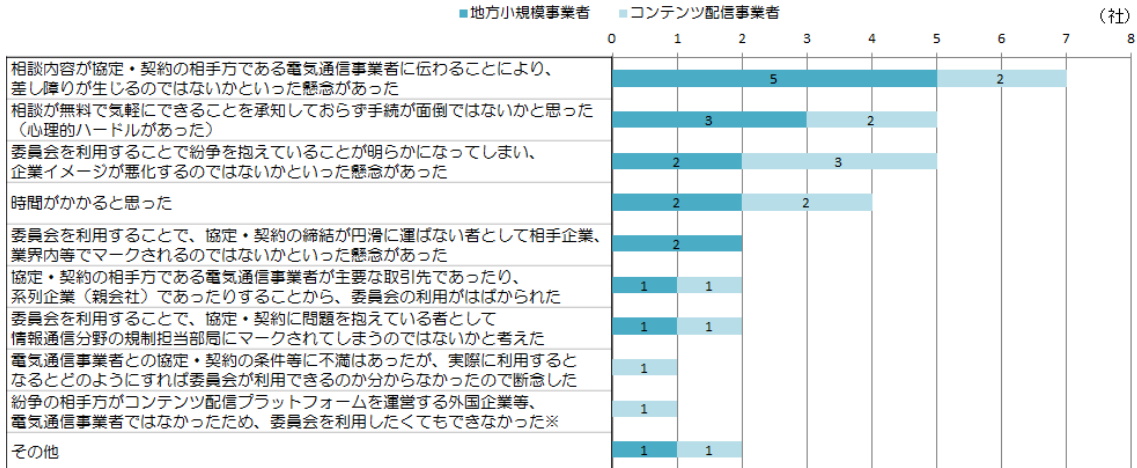
(1) 電気通信紛争処理委員会の認知度

- ・地方小規模事業者：傾向が分かれた。「知っていた」と回答した場合は、所属団体や付き合いのある事業者を通じて知った者が多かった。一方で、紛争や難航事例をあまり抱えていない事業者は、委員会を認知していない傾向にあった。
- ・コンテンツ配信事業者：委員会に関する情報に触れる機会がなかったため、存在を認知していない者がほとんどであった。委員会に相談やあっせん・仲裁の申請が可能であることを承知している事業者は存在しなかった。

認知度	地方小規模事業者	コンテンツ配信事業者
役割も含めて知っていた	5社	0社
名前だけ聞いたことがあった	2社	0社
全く聞いたことがない	3社	8社(全社)

(2) 電気通信紛争処理委員会を利用し難い理由

- ・外部機関に相談することによる契約相手との関係悪化についての懸念が最も多く、特に地方小規模事業者では半数以上が回答した。
- ・心理的ハードルがあることや、企業イメージの悪化を懸念する回答も多く寄せられた。



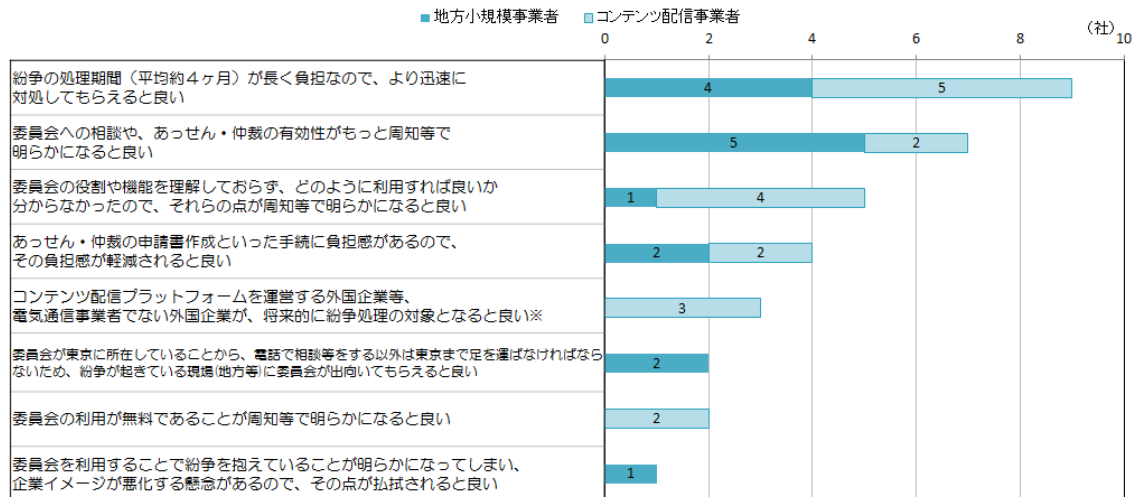
・委員会利用経験がない地方小規模電気通信事業者6社及びコンテンツ配信事業者8社、合計16社から回答を得た(複数選択可)

・※の選択肢はコンテンツ配信事業者にのみ提示

【出典：第153回委員会資料】

(3) 電気通信紛争処理委員会を利用したくなる状況

- ・紛争の処理期間(平均約4か月)の短縮を挙げる回答が最も多く、4か月かかるなら、契約条件が若干不利でも受け入れるとする者も存在した。



・地方小規模電気通信事業者10社及びコンテンツ配信事業者6社、合計16社から回答を得た(複数選択可)

・※の選択肢はコンテンツ配信事業者にのみ提示

【出典：第153回委員会資料】

5 委員会の認知度、利用向上に向けて

調査結果を踏まえ、認知度及び利用度を向上させるために考えられる課題及び対応例は以下のとおりである。

課題	対応例
周知・広報活動の充実による事業者へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業者の所属団体のメールマガジン等の活用や各種イベントでのPR ✓ 個別事業者への周知（コンテンツ配信事業者については特定の団体に所属していないところもあるため）
迅速な紛争処理方法の検討 （紛争処理期間（平均4ヶ月）をさらに短縮する等）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ あっせん・仲裁に係る事務的手続の迅速化 ✓ ホームページ等で、必要な手続について記入例も含めて分かりやすく周知し、申請の負担を軽減 ✓ 電話による相談のみで解決する場合もあることを事業者に周知
あっせん等の有効性、具体的な解決事例の周知	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 過去の具体的な解決事例や、委員会を利用することでどのようなことが解決されるのか等を、ホームページ等でより分かりやすく周知
地方事業者の負担軽減策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方に向いてあっせん手続を実施 ✓ テレビ会議形式であっせん手続を実施 ✓ 東京まで足を運ばず、電話やメールのみで相談可能なことの周知
イメージの払拭 （「紛争処理」という名称のため、重大かつ深刻な事業者間トラブルでないと対象にならないと考える事業者が多いため、そのようなイメージを払拭する取組みを行う等。）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 親しみやすいソフトなイメージの醸成 ✓ 気軽な利用を促進するため、以下の周知を徹底： <ul style="list-style-type: none"> • トラブルの軽重を問わず利用可能なこと • 無料で、申請を前提とせずに相談が可能なこと • トラブルの相手に知られずに相談が可能なこと • あっせんや仲裁は原則非公開であり、秘密が保持されること 等

【出典：第 153 回委員会資料】

2 米英における紛争処理制度について

第143回委員会（平成26年6月）で議題とした「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理に関する調査研究」に関連して、特に米国及び英国における電気通信事業者間の相互接続に関する紛争処理制度について、関係機関への照会等を通じた追加調査結果の説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 米国

(1) 米国の電気通信に関する紛争処理制度概要

- ・米国の電気通信事業者間の相互接続に関する紛争は、既存地域電話会社を一方当事者とする場合（州内通信）については原則として州公益事業委員会（PUC）、通信法違反は連邦通信委員会（FCC）で処理されている。
- ・本調査では州公益事業委員会の例として、カリフォルニア州公益事業委員会（CPUC）を取り上げた。

州内通信	州際及び国際通信等
<p>○州の公益事業委員会(PSC/PUC) Public Service Commission/Public Utilities Commission</p> <p>○所掌事務 州法に基づき、電気通信事業のほか、電気、ガス、等の公益事業を規制。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○例：カリフォルニア州公益事業委員会(CPUC) 【職員数】委員会 1,000名以上 行政法審判官(ALJ)部門 (ALJのみ35名) 電気通信部門 約70名 消費者サービス情報部門 約70名</p> </div>	<p>○連邦通信委員会(FCC) Federal Communications Commission</p> <p>○所掌事務 独立規制機関であり、電気通信・放送分野における規則制定、行政処分の実施を所掌。有線による州際・国際通信に関する料金(制度を含む)の審理・設定、事業の認可、無線局の免許等。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○連邦通信委員会(FCC) 【職員数】FCC全体 1230名(※室を含まず。) FCC委員5名 執行局264名(9名の弁護士が所属) 有線競争局217名</p> </div>

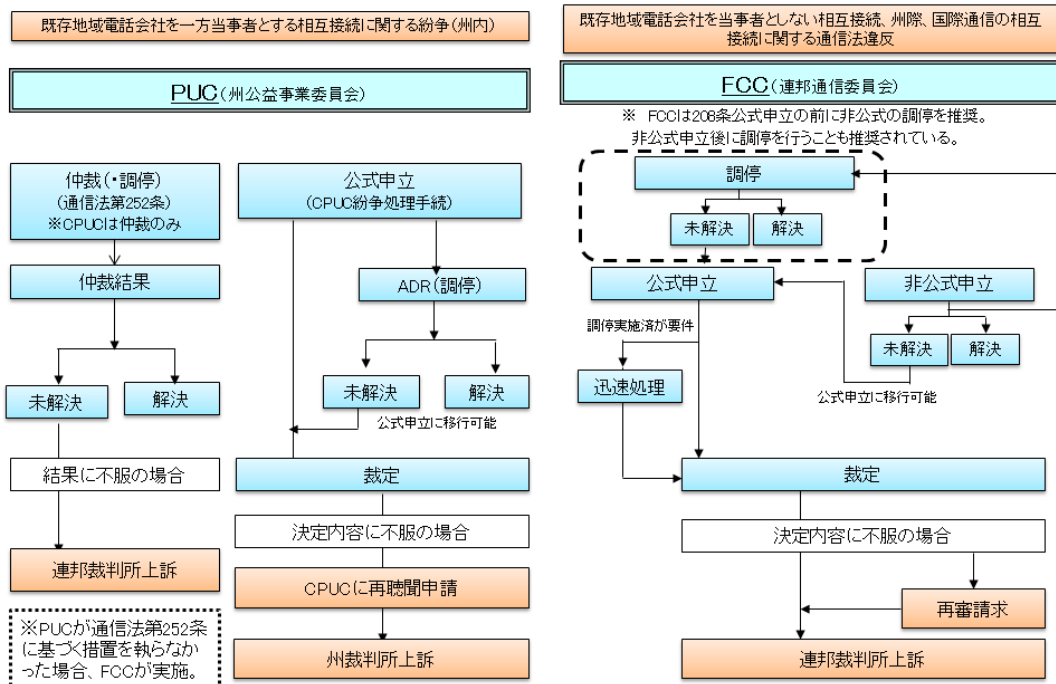
- ・FCC及びCPUCが取り扱う紛争処理対象事項と処理手段を整理した結果は、下の図のとおりである。
- ・消費者からの申立に対しても、FCC及びCPUCでは、基本的に事業者間紛争と同様の手続が適用されている。

下総は、消費者による申立にも適用される。

	カリフォルニア州公益事業委員会	連邦通信委員会
既存地域電話会社を一方当事者とする相互接続に関する紛争(州内通信)	<ul style="list-style-type: none"> ・通信法に基づく調停・仲裁 (通信法第252条(a)(b)、決議AU181) ・公式申立(実施規則第4条) ・ADR(調停)(決議AU185) ※ とともに州の法令違反の申立 	<ul style="list-style-type: none"> 調停・仲裁等 ※公益事業委員会が措置を執らない場合に限る。(通信法第252条(e)、FCC規則51.801-51.809条)
既存地域電話会社を当事者としないう相互接続、州際、国際通信のための相互接続に関する通信法違反の申立	—	<ul style="list-style-type: none"> ・調停(非公式手続) ・非公式・公式申立 (通信法第208条、FCC規則1.716-1.718条(非公式)、FCC規則1.720-1.736条(公式))

【出典：第153回委員会資料】

・米国の紛争処理制度の概要及びその処理フローを図示すると、以下のとおりである。



【出典：第 153 回委員会資料】

(2) CPUCにおける紛争処理

- ・CPUCでは、通信法に基づく仲裁手続と、州法令に基づく公式申立手続が存在している。
- ・州内の相互接続紛争は公式申立を使って申請されることが多く、通信法に基づく仲裁については、2014年の実績はない。
- ・州の公式申立については、ADRによる手続を選択することも可能である。

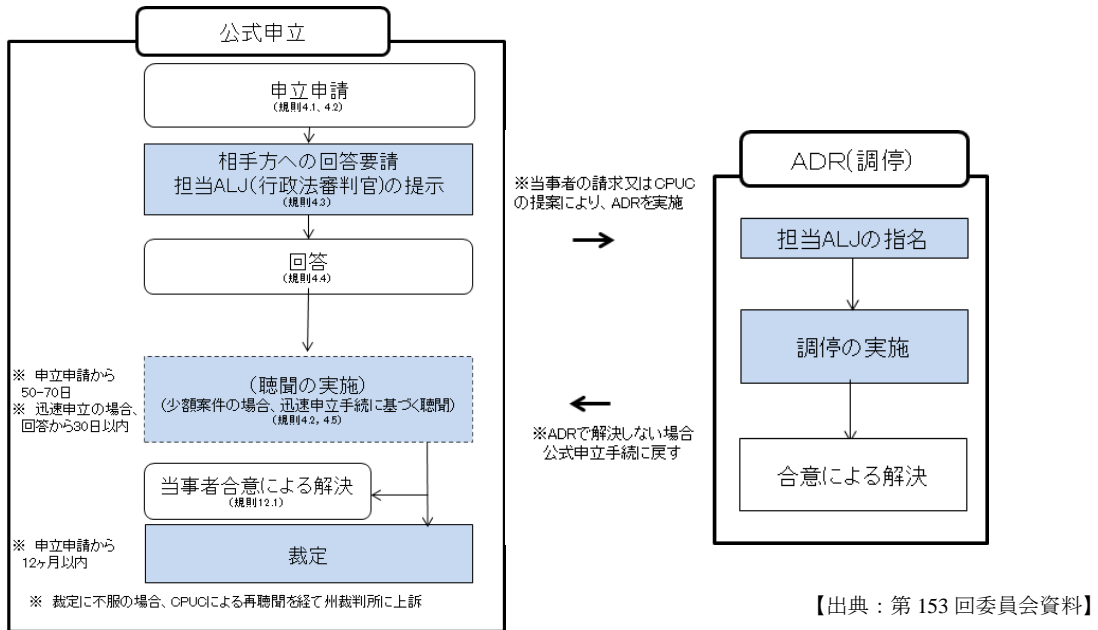
	州法令		通信法	
	公式申立(裁定) (CPUC実施規則第4条)	ADR(調停)	仲裁 (通信法第252条)	調停※2 (通信法第252条)
実施者	主席審判官が指名する AU1名※1	主席審判官が指名する AU1名	主席審判官が指名する仲 裁人(AU)1名	主席審判官が指名する AU1名
相手方の応諾義務の有無	有	無	有	-
最終決定・効果	裁定(拘束性有)	自主的合意に基づく解決	申請事案についてのCPUC 命令(拘束性有)	調停人による調停案の提 示による合意の成立
最終決定への不服申立手段	CPUCに再聴聞申請。決議 後、州裁判所へ上訴。	公式申立(裁定)手続に移 行	連邦裁判所へ上訴	-
手数料	無料	無料	無料	-
情報開示	HPIに掲載する場合有	非公開	最終報告を公表	非公開
処理件数 (2014年)	事業者間紛争のみの件数 不明	2件(1件解決、1件は公式 申立に移行)	0件	-

※1 AUは州行政官であり、35名。弁護士又は公益事業に従事したことがある政策、工学等の専門家。

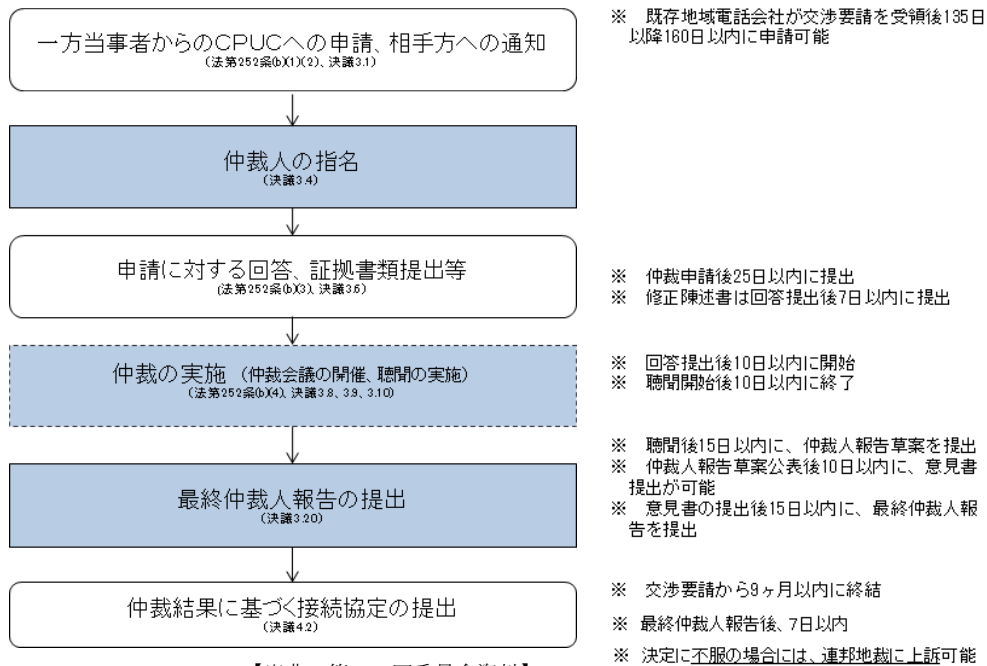
※2 CPUCへの質問票調査に対する回答では、現在本手続が運用されている旨の記述なし。

【出典：第 153 回委員会資料】

- CPUCは当事者からの公式申立を受けた後、当事者の請求又はCPUCの提案によりADRを実施する。
- ADRで解決しない場合は、公式申立手続に戻される。
- 申立については、申請から12か月以内に合意又は裁定により解決することとされている。



- 仲裁処理については、既存地域電話会社が交渉要請を受けてから135日以降160日以内に申請可能とされており、交渉要請から9か月以内に最終することとされている。



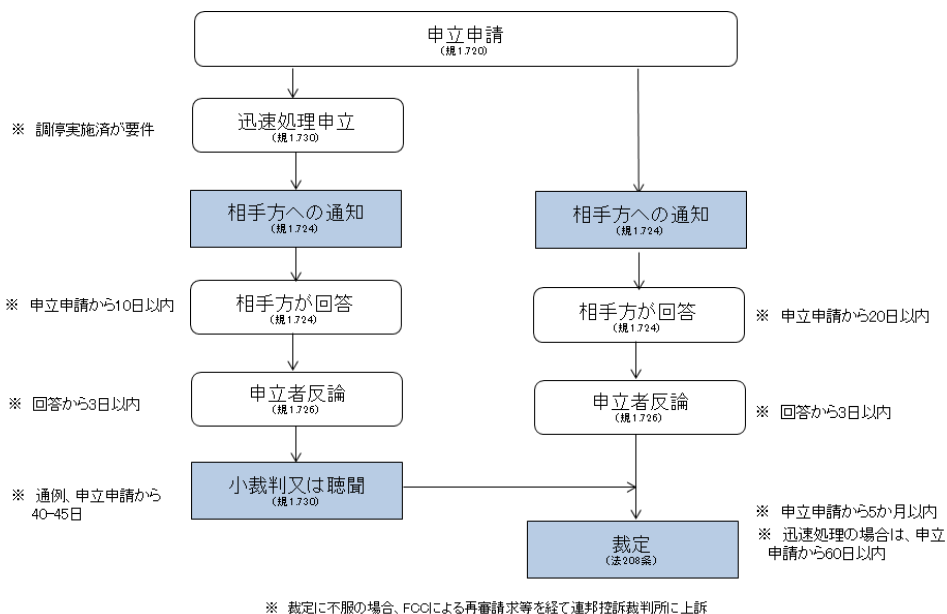
(3) FCCにおける紛争処理

- FCCでは通信法第208条に基づく通信法違反について、公式・非公式の申立手続と非公式の調停が存在している。
- FCCでは公式申立を行う前に調停の実施を推奨しており、特に公式申立において迅速処理（処理期間を短縮する手続）を希望する場合は、先に調停を実施することが前提となっている。
- 非公式申立や調停で解決しない場合、公式申立に移行する。

	公式申立(迅速処理含む) (FCC規則 1.720-1.736)	非公式申立 (FCC規則 1.716-1.718)	調停
実施者	FCC執行局市場紛争解決部門 裁定はFCC委員5名の投票により決定 (軽微な案件は局に権限委譲)	FCC執行局市場紛争解決部門	FCC執行局市場紛争解決部門 (弁護士が担当)
相手方の応諾義務の有無	有	有	無
最終決定・効果	裁定 (拘束性有)	委員会による調整 (拘束性無)	合意による解決 (拘束性無)
最終決定への不服申立手段	・再審請求 ・連邦裁判所へ上訴	公式申立に移行	公式申立に移行
手数料	225ドル	無料	無料
情報開示	有	有	無
処理件数 (2014年)	市場紛争解決部門の紛争解決件数は全体で43件。(相互接続以外にオープンインターネット、データローミング、電柱添架に関する申立を含む。) 上記のうち、公式申立(法208条)の解決件数は2件。		

※ 1996年改正通信法第252条で、相互接続に係る紛争処理の規定を新設し、一部有線競争局でも実施。【出典：第153回委員会資料】

- 申立申請後の手続については、迅速処理の場合、申請から60日以内に裁定を行う。
- 通常の申立の場合は申請から5か月以内に裁定を行うこととなっている。

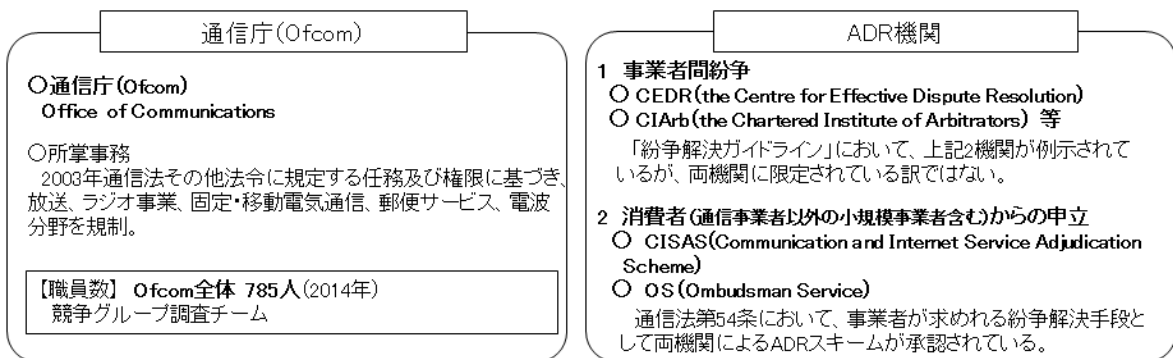


【出典：第153回委員会資料】

2 英国

(1) 英国の電気通信に関する紛争処理制度概要

- 英国の電気通信事業者間の相互接続に関する紛争は、通信法及び「2011年紛争解決ガイドライン」に基づき、通信庁（Ofcom）が裁定により処理する場合と、民間のADR機関に処理を委ねる場合がある。
- 事業者間紛争の処理を行うADR機関については、CEDRとCIArbの2つが例示されている。
- 消費者からの申立については、事業者側に一般顧客の保護のための紛争解決手段を確保し、Ofcomの承認を受けることが求められており、このためのADR機関として、CISASとOSが承認を受けている。



【出典：第153回委員会資料】

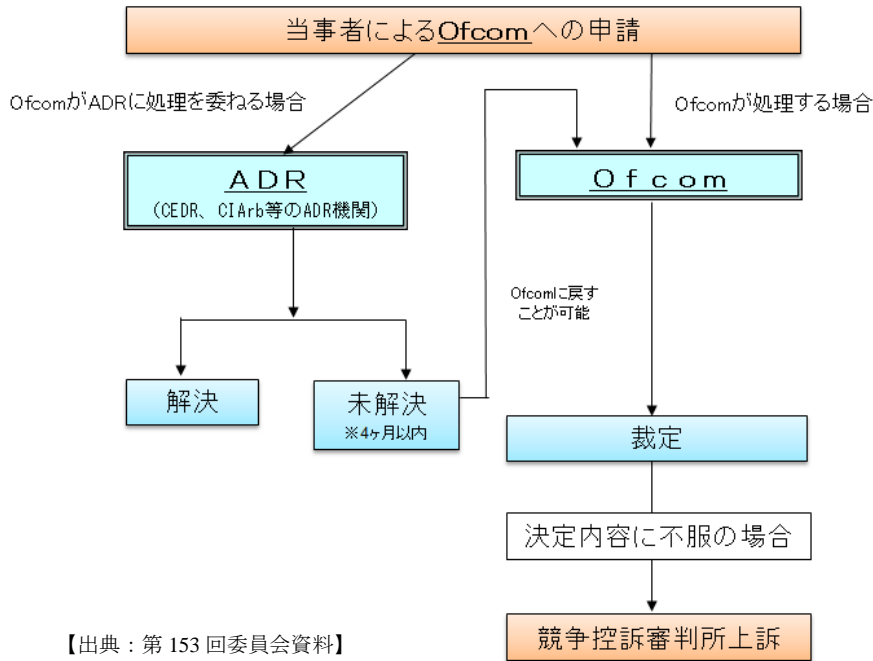
- 事業者間紛争及び消費者の申立について紛争処理制度を整理した結果は以下の図である。
- 事業者間紛争については、一方当事者が重大な市場支配力を有する事業者である等の場合、Ofcomが裁定を行う。
- 消費者の申立については全てADRで処理を行う。

	事業者間紛争(相互接続)		消費者の申立	
	裁定 (通信法第188条)	ADR (紛争解決ガイドライン)	ADR (通信法第54条)	
実施者	通信庁(Ofcom) 競争グループ	CEDR / CIArb 等	CISAS	OS オンブズマンチーム
相手方の応諾義務の有無	有	-	有	有
最終決定及び効果	裁定 (拘束性有)	-	決定(仲裁) (消費者は最終決定に従うか否か選択権有)	① 処方、② 最終決定(仲裁)又は勧告を段階的に提示。 (消費者は最終決定に従うか否か選択権有)
最終決定への不服申立手段	競争控訴審判所(CAT)へ提訴	Ofcomに再申請可	決定への上訴は不可(訴訟可能)	決定への上訴は不可(訴訟可能)
手数料	原則無料	-	消費者は無料	消費者は無料
情報開示	裁定を公表	上記2社は非公開	一部を公表	非公開
処理件数(2013年)	解決件数：8件	-	照会件数：6,467件 処理件数：4,845件	相談件数：80,476件 解決件数：12,909件

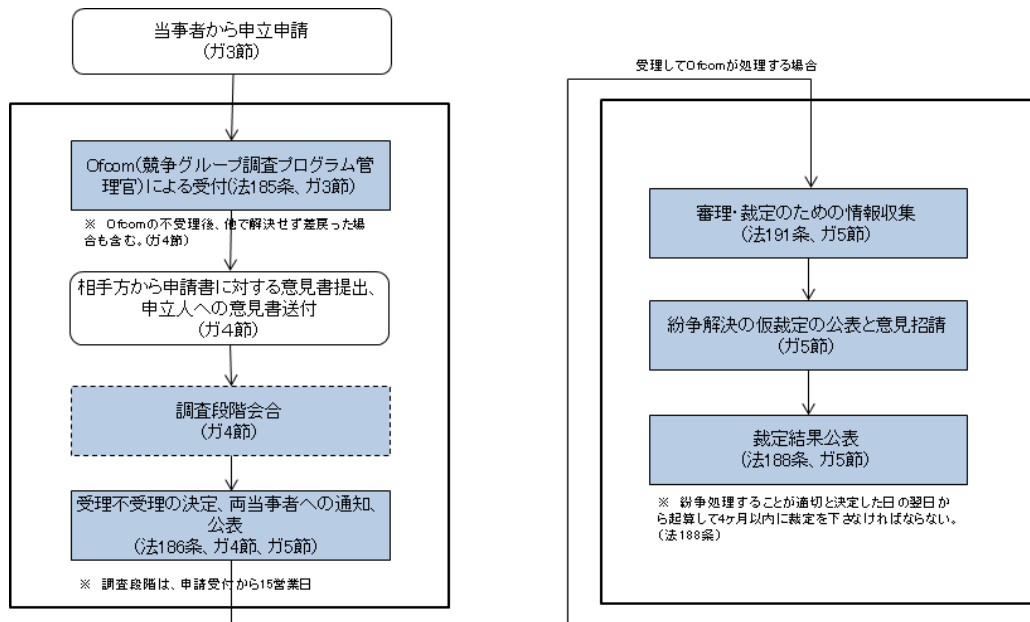
【出典：第153回委員会資料】

(2) Ofcomにおける紛争処理

- ・事業者間紛争は、当事者からOfcomに申請された後、事案によって処理をADRに委ねる場合がある。
- ・ADRで4か月以内に解決しなかった場合は、Ofcomに再申請が可能となっている。



- ・Ofcomによる裁定については、申請後、紛争を処理することが決定した日の翌日から4か月以内に行うこととされている。

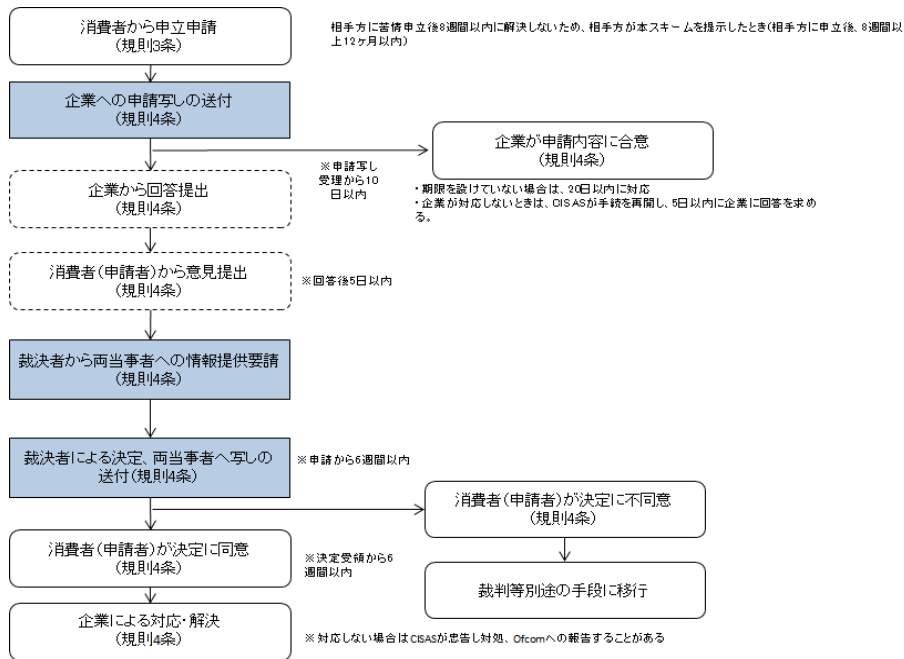


【出典：第153回委員会資料】

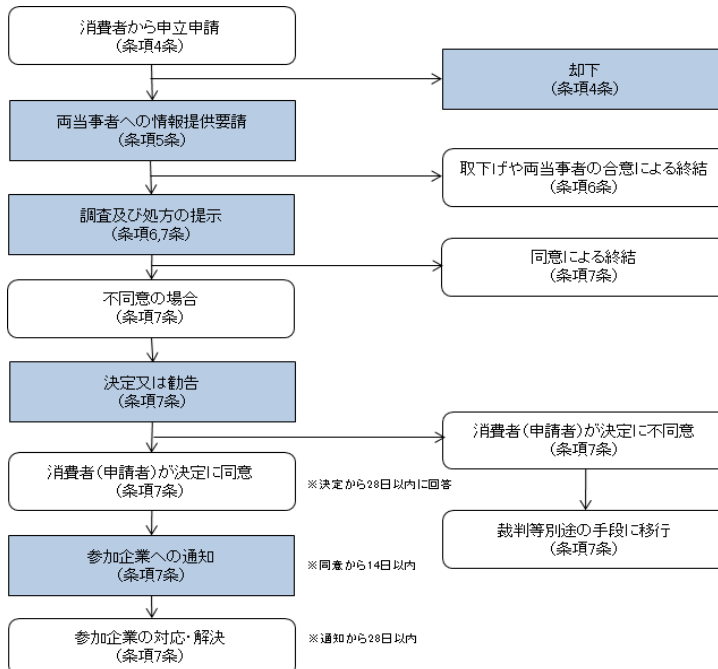
(3) C I S A S 及び O S における紛争処理

- ・消費者の申立については、C I S A S と O S が O f c o m の承認を受けた機関として A D R を行っている。
- ・いずれの A D R においても事業者は手続に応じる義務がある。
- ・最終決定については、消費者は当該決定に従うか否かについて選択権がある一方、事業者は基本的に拘束される。
- ・C I S A S 及び O S の紛争処理手順は以下の図のとおりである。

【C I S A S 紛争処理フロー（C I S A S 規則）】



【O S 紛争処理フロー(オンブズマンサービス付託条項)】





【出典：第153回委員会資料】

第3章 周知広報、利便性向上のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上のため、次の取組を行った。

1 講演会等での委員会業務説明

関係事業者等を対象とする講演会等の場において、委員会の概要、あっせん
の
手続、事業者等相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

実施日・場所	説明を行った講演会等の名称
平成27年5月26日 宮城県仙台市	「次世代情報通信ネットワークの最前線」と「電気通信サービスに関する政策動向等」に関するセミナー 【主催】 ・一般社団法人テレコムサービス協会東北支部 ・東北情報通信懇談会
平成27年5月27日 愛媛県松山市	テレコムサービス協会四国支部 平成27年度通常総会 【主催】 一般社団法人テレコムサービス協会四国支部
平成27年6月18日 愛知県名古屋市	電気通信事業者セミナー 【主催】 ・東海総合通信局 ・一般社団法人日本データ通信協会 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> セミナーの様① セミナーの様② </div>
平成27年9月11日 長崎県天草市	ISP&クラウド事業者の集い in 天草 【主催】 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

<p>平成28年2月25日 兵庫県神戸市</p>	<p>ISP & クラウド事業者の集い in 神戸 【主催】 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会</p>
------------------------------	--

2 委員会パンフレットの改訂及び事業者等への配付

委員会のパンフレットについて、より分かりやすい内容とするとともに、今までの堅いイメージから親しみのあるイメージに変更する改訂を平成27年5月に行った。改訂したパンフレットは【資料4】のとおりであり、1, 212の電気通信事業者等に配付した。

また、パンフレットとは別に、全国約7, 500の届出電気通信事業者に対し、当委員会が取り扱う事案及び相談窓口等を記載した資料を配付した。

3 委員会ホームページのリニューアル

委員会のホームページについても、委員会パンフレットと同様に、親しみやすいデザインに変更するとともに、調べたい項目がを見つけやすいようにリンクを工夫する等、利用者にとって理解しやすく、使い勝手の良いものとなるよう平成28年2月に見直しを行った。

リニューアル後のホームページ（トップページ）は【資料5】のとおりである。

4 電気通信紛争処理マニュアルの改訂

平成26年4月から平成27年11月までに終了・公表した3件のあっせん事例及び1件のあっせん不実行事例の追加、その他関係資料の現行化等を行った「電気通信紛争処理マニュアル－紛争処理の制度と実務－」を平成27年12月に作成し、委員会ホームページに掲載した。

第4章 委員会に関係する制度改正（業務追加等）

平成28年5月施行の電気通信事業法の一部改正（平成27年5月公布）により、特定ドメイン名電気通信役務の提供義務が規定され、これに違反した場合の業務改善命令について、委員会の必要的諮問事項とされた。

また、平成28年4月施行の放送法の一部改正（平成26年6月公布）により、小規模施設特定有線一般放送の業務に関する事務・権限が総務大臣から都道府県知事に移譲されることになったため、電気通信紛争処理委員会令について所要の改正（平成27年12月公布）を行った。

電気通信事業法の改正による委員会の業務追加及び放送法の改正に伴う電気通信紛争処理委員会令の改正の概要は以下のとおりである。

1 電気通信事業法の改正による委員会の業務追加

（1）電気通信事業法の改正概要

ドメイン名の名前解決サービス^(注)の提供に関する信頼性を確保するため、当該サービスを提供する事業者のうち、以下の①又は②を提供する者について、電気通信事業の届出、管理規程の作成・届出等を義務付けること等を内容とする電気通信事業法の改正が行われた。

- ① 特定ドメイン名電気通信役務：確実かつ安定的な提供を特に確保する必要があるドメイン名の名前解決サービス（トップレベルドメインに国（「.jp」）又は地方自治体の名称（「.tokyo」等）を用いたもの。）
- ② ドメイン名電気通信役務：確実かつ安定的な提供を確保する必要があるドメイン名の名前解決サービス（契約数が30万以上であるもの。）

注：「ドメイン名の名前解決サービス」：インターネット上の通信はドメイン名「.jp」等ではなく、IPアドレスにより行われるため、インターネットの利用前にドメイン名に対応したIPアドレスを把握することが必要。ドメイン名の名前解決サービスは、利用者からの問合せを受けて、ドメイン名に対応するIPアドレスを回答するサービスで、インターネットの利用に必須のもの。

（2）委員会の業務追加

今回の改正においては、特定ドメイン名電気通信役務を提供する公共性の高い事業者について、当該役務の提供義務を課すとともに、これに違反した場合には総務大臣による業務改善命令の対象となることが規定された。

また、当該業務改善命令については、委員会の諮問・答申を経ることが必要とされた。

2 放送法の改正に伴う電気通信紛争処理委員会令の改正

(1) 放送法の改正概要

地方分権を推進するため、辺地共聴施設等の小規模な共聴施設により行われる地上基幹放送（地上テレビジョン放送）等の再放送（小規模施設特定有線一般放送）の業務に関する事務・権限を、総務大臣から都道府県知事に移譲すること等を内容とする放送法の改正が行われた。

(2) 電気通信紛争処理委員会令の改正

電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号。以下「委員会令」という。）第3条では、委員会は所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、「関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる」となっている。

今回の放送法改正により、小規模施設特定有線一般放送の業務に関する事務・権限が都道府県知事に移譲されることから、都道府県知事に対しても委員会が再放送同意に関するあっせん等に必要な資料の提出等を求めることができるようにするため、委員会令の改正を行った。

本件委員会令改正を含む、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令」（平成27年政令第417号）は、平成27年12月16日に公布された（平成28年4月施行）。

【改正後の委員会令】〔下線部分を追加〕

（資料の提出等の要求）

第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係都道府県知事に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。